

(訳 文)

トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビービー

トヨタ クレジット カナダ インク

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド (A B N 48 002 435 181)

トヨタ モーター クレジット コーポレーション

(発行会社として)

及び

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (そのロンドン支店を通じて)

(代理人として)

60,000,000,000 ユーロ

ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム

に関する

2026 年 9 月 11 日付

改 定 代 理 契 約

60,000,000,000 ユーロ

ユーロ・ミディアム・ターム・ノート・プログラム

に関する

改定代理契約

本改定代理契約は、以下の者の間において 2026 年 9 月 11 日付で締結される。

- (1) オランダ王国、1077 XV アムステルダム市、ザイドプライン 218、ワールド・トレード・センター・アムステルダム タワー・ワン レベル 26 に所在するトヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビービー (以下「TMF」という。)
- (2) カナダ、オンタリオ州 L3R 9Z5 マーカム市 スイート 200 ミクロ・コート 80 に所在するトヨタ クレジット カナダ インク (以下「TCCI」という。)
- (3) オーストラリア、2000、ニュー・サウス・ウェールズ州、シドニー、ジョージ・ストリート 225、グロブナー・プレイス、レベル 7 に所在するトヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド (ABN 48 002 435 181) (以下「TFA」という。)
- (4) アメリカ合衆国 75024-5965 テキサス州 プレイノ メールストップ W2-3D ヘッドクウォーターズ・ドライブ 6565 番地に所在するトヨタ モーター クレジット コーポレーション (以下「TMCC」という。)
- (5) 英国 ロンドン EC4V 4LA 160 クイーン・ビクトリア・ストリートに所在するザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン (そのロンドン支店を通じて) (以下「代理人」(第 21 条に従って指名される、承継者たる代理人を含む。)) 及び「支払代理人」(第 21 条に従って指名される、追加の又は承継者たる支払代理人を含む。)) といい、「支払代理人」とはそのように指名されたいかなる代理人又は支払代理人をも意味するものとする。)

前 文

(A) 発行会社 (下記に定義される。) は、下記契約中に記載されたディーラーとの間で締結され、その 1994 年 1 月 31 日付第 1 サプリメンタル・プログラム・アグリーメント、1996 年 5 月 16 日付第 2 サプリメンタル・プログラム・アグリーメント、1998 年 5 月 29 日付第 3 サプリメンタル・プログラム・アグリーメント、1999 年 7 月 7 日付第 4 サプリメンタル・プログラム・アグリーメント、2000 年 8 月 31 日付修正改定プログラム・アグリー

メント、2001年8月31日付修正改定プログラム・アグリーメント、2002年9月27日付修正改定プログラム・アグリーメント、2003年9月26日付修正改定プログラム・アグリーメント、2004年9月24日付修正改定プログラム・アグリーメント、2005年9月30日付修正改定プログラム・アグリーメント、2006年9月28日付修正改定プログラム・アグリーメント、2007年9月28日付修正改定プログラム・アグリーメント、2008年9月26日付修正改定プログラム・アグリーメント、2009年9月18日付修正改定プログラム・アグリーメント、2010年9月17日付修正改定プログラム・アグリーメント、2011年9月16日付修正改定プログラム・アグリーメント、2012年9月14日付修正改定プログラム・アグリーメント、2013年9月13日付修正改定プログラム・アグリーメント、2014年9月12日付修正改定プログラム・アグリーメント、2015年9月11日付修正改定プログラム・アグリーメント、2016年9月9日付修正改定プログラム・アグリーメント、2017年9月8日付修正改定プログラム・アグリーメント、2018年9月14日付修正改定プログラム・アグリーメント、2019年9月13日付修正改定プログラム・アグリーメント、2020年9月18日付修正改定プログラム・アグリーメント、2021年9月17日付修正改定プログラム・アグリーメント、2022年9月16日付修正改定プログラム・アグリーメント、2023年9月15日付修正改定プログラム・アグリーメント及び2024年9月13日付修正改定プログラム・アグリーメントによって修正及び追補又は改定された1992年9月30日付プログラム・アグリーメントを、発行会社並びにメリル・リンチ・インターナショナル、オーストラリア・アンド・ニュージーランド・バンキング・グループ・リミテッド（A B N 11 005 357 522）、バンク・サントンデール・エス・エー、バンク・オブ・モントリオール・ヨーロッパ・ピーエルシー、バンク・オブ・モントリオール ロンドン支店、バークレイズ・バンク・アイルランド・ピーエルシー、バークレイズ・バンク・ピーエルシー、ビーエヌピー・パリバ、B o f A セキュリティーズ・ヨーロッパ・エス・エー、カナディアン・インペリアル・バンク・オブ・コマーシ ャル ロンドン支店、シーアイビーシー・キャピタル・マーケット（ヨーロッパ）エス・エー、シティグループ・グローバル・マーケット・ヨーロッパ・エージー、シティグループ・グローバル・マーケット・リミテッド、コメルツバンク・アクツィエンゲゼルシャフト、クレディ・アグリコル・コーポレート・アンド・インベストメント・バンク、大和証券キャピタル・マーケットヨーロッパリミテッド、エイチエスビーシー・バンク・ピーエルシー、エイチエスビーシー・コンチネンタル・ヨーロッパ、アイエヌジー・バンク・エヌブイ、ジェー・ピー・モルガン・エス・イー、ジェー・ピー・モルガン・セキュリティーズ・ピーエルシー、ロイズ・バンク・コーポレート・マーケット・ピーエル

シー、ロイズ・バンク・コーポレート・マーケット・ウェルトパピエルハンデルスバンク、欧州みずほ銀行、モルガン・スタンレー・アンド・カンパニー・インターナショナル・ピーエルシー、MUFGセキュリティーズ EMEA、MUFGセキュリティーズ(ヨーロッパ)、ナットウエスト・マーケット・エヌブイ、ナットウエスト・マーケット・ピーエルシー、ノムラ・ファイナンシャル・プロダクツ・ヨーロッパ GmbH、ノムラ・インターナショナル・ピーエルシー、アールビーシー・キャピタル・マーケット(ヨーロッパ)、アールビーシー・ヨーロッパ・リミテッド、SMB C バンク EU、SMB C バンク・インターナショナル、ソシエテ・ジェネラル、TD グローバル・ファイナンス・アンリミテッド・カンパニー、ザ・トロント・ドミニオン・バンク及びユニクレディット・バンク GmbH (以下「プログラム・ディーラー」と総称する。)のそれぞれにより修正及び改定することを決定した。本プログラム・アグリーメントに従い、発行会社のいずれもがユーロ・ミディアム・ターム・ノート額面総額 600 億ユーロまで発行することが可能である。

(B) 発行会社は、プログラム・ディーラーとの間で 2026 年 9 月 11 日付修正改定プログラム・アグリーメントを締結した。本プログラム・アグリーメントに従い、発行会社のいずれもがユーロ・ミディアム・ターム・ノート額面総額 600 億ユーロまで発行することが可能である。

(C) 発行会社及び契約中に記載された代理人との間で 2026 年 9 月 11 日付改定代理契約(以下「代理契約」という。)が締結された。当該当事者は、代理契約に一定の修正を行うことに合意する。本契約は、代理契約を修正し、改定するものである。本契約の日付以降に本プログラムに基づき発行されるいずれの本社債も、かかる修正及び改定が行われた代理契約の利益を受けて発行されるものとする。

1. 定義及び解釈

(1) 以下の表現は、以下の意味を有するものとする。

「契約日」とは、本社債に関して、本プログラム・アグリーメント第 2 条に記載のとおり当該本社債の発行のための契約が締結された日を意味し、シンジケートにより発行された本社債の場合は、適用あるシンジケート買取契約に全当事者が署名した日を意味する。

「アレンジャー」とは、メリル・リンチ・インターナショナル又は本プログラムのためのアレンジャーとして指名されるその他の企業を意味し、本契約において「アレンジャー」とはこれらすべての者を意味する。

「無記名社債」とは、無記名式の本社債を意味する。

「CGN」とは、本契約の付属書B-1に定める様式若しくはこれとほぼ同様の様式による仮大券又は本契約の付属書B-2に定める様式若しくはこれとほぼ同様の様式による恒久大券を意味し、いずれの場合もこれら大券に関して適用ある最終条件書において本社債券が新大券ではないことが明記されているものとする。

「決済システム」とは、クリアストリーム・ルクセンブルグ及び／又はユーロクリア及び／又は適用ある最終条件書において特定されるその他の追加の機関を意味する。

「クリアストリーム・ルクセンブルグ」とは、クリアストリーム・バンキング・エス・エーを意味する。

「合衆国内国歳入法」とは、1986年合衆国内国歳入法を意味する。

「要項」とは、本社債のシリーズに関する、当該シリーズの本社債の要項を意味し、かかる要項は付属書Aに規定される様式若しくはこれとほぼ同様の様式、又は関連するシリーズの条項を考慮して当該発行会社、代理人及び関連する購入者の間で随時合意することができるその他の様式によるものであり、適用ある最終条件書によるその後の改定又は補足を含む。

「利札」とは、要項において規定された意味を有する。

「ディーラー」とは、プログラム・ディーラー及び本プログラム・アグリーメントに従って随時ディーラーとして指名されるその他の企業を意味する。

「最終無記名券面」とは、仮大券及び／又は恒久大券の全部又は（関連する仮大券及び／若しくは恒久大券の条件に従い）その一部と引換えに、本契約に従って当該発行会社により発行される、本契約の付属書B-3記載の最終様式（又は、当該発行会社、代理人及び関連する購入者により合意されるその他の様式）若しくはこれとほぼ同様の様式をとる無記名社債を意味する。

「最終券面」とは、文脈に応じて、最終無記名券面及び／又は最終記名券面を意味する。

「最終記名券面」とは、記名大券と引換えに、TCCI社債代理契約に従ってTCCIにより発行された若しくはTMCC社債代理契約に従ってTMCCにより発行された、又は場合により発行される予定の、最終様式の記名社債を意味し、かかる本社債は、TCCIにより発行される場合は、TCCI社債代理契約の付属表2に規定された様式若しくはこれとほぼ同様の様式（又はTCCI、TCCI登録機関、TCCI名義書換代理人及び関連する購入者の間で合意されたその他の様式）、又はTMC

Cにより発行される場合は、TMCC社債代理契約の付属表2に規定された様式若しくはこれとほぼ同様の様式（又はTMCC、TMCC登録機関、TMCC名義書換代理人及び関連する購入者の間で合意されたその他の様式）による。

「指定者」とは、OFACがその公式ウェブサイト若しくはその代替となるウェブサイトに公表した最新のリストに「特別指定国民及び規制対象者」として記載された者若しくは事業体、又はオーストラリア連邦政府、国際連合安全保障理事会、欧州連合、カナダ若しくは英国により正式に公表された、制裁等に関連したリスト若しくはそれぞれの場合において、かかるリストの代替となる正式な発行物に同様に記載された者若しくは事業体を意味する。

「エスタブリッシュメント・レート」とは、条約第140条に従い、欧州連合会議によって決定される、指定通貨とユーロとの間の換算率（欧州連合の規則に従った端数処理に関する準則の遵守を含む。）を意味する。

「ユーロ」及び「€」とは、欧州連合の経済通貨統合の第3段階の開始時に導入され、ユーロの導入に関する1998年5月3日の理事会規則（EC）No. 974/98の第2条（その後の修正を含む。）に定義される通貨を意味する。

「ユーロクリア」とは、ユーロクリア・バンク・エス・エー／エヌ・ブイを意味する。

「ユーロネクスト・ダブリン」とは、ユーロネクスト・ダブリンとして取引するアイリッシュ・ストック・エクスチェンジ・ピーエルシーを意味する。

「欧州経済地域」又は「EEA」とは、欧州連合の加盟国並びにアイスランド、ノルウェー及びリヒテンシュタインから成る欧州経済地域を意味する。

「ユーロシステム上適格な社債」とは、適用ある最終条件書に記載されるとおり、ユーロシステムの適格性を有する方法で保有される本社債を意味する。

「EUWA」とは、2018年欧州連合（離脱）法を意味する。

「適用除外社債」とは、（a）EEAにおけるMiFID IIの目的上の規制市場における取引が認められない、又は目論見書規則に基づきプロスペクトスを公表することを要する場合にEEAにおいて販売されない本社債で、かつ（b）英国の規制市場（EUWAに基づき英国国内法の一部を構成する規則（EU）No. 600/2014に定義される。）における取引も認められない本社債又はかかる英国の規制市場における取引が認められる場合は、PRMに基づきプロスペクトスを要しない証券の一種を意味

し、非上場の本社債及び／又はいかなる市場における取引も認められない本社債を含む。

「F A T C A源泉税」とは、合衆国内国歳入法第 1471(b)条に記載された契約に従って要求された源泉徴収若しくは控除又は合衆国内国歳入法第 1471 条乃至第 1474 条（若しくはそれらに基づく規則、契約若しくは約束、若しくはそれらについての公権的解釈）若しくは合衆国及び政府間合意の実施を促進する他の法域との間の政府間合意（若しくはかかる政府間合意を実施する法律）に従って課される源泉徴収若しくは控除を意味する。

「最終条件書」とは、本社債の各トランシェに関してプロスペクタスの補足として発行される最終条件書（大要手続覚書の別紙BのパートA又はパートBいずれかの様式をとる。）を意味し、本社債の特定のトランシェに関しては、「適用ある最終条件書（Final Terms）」とは、かかるトランシェに適用される最終条件書を意味する。

「無記名大券」とは、特定数の基礎となる本社債（以下「原社債」という。）を表示する、仮大券又は恒久大券（又は適用ある最終条件書に示された当該発行会社、代理人及び関連する購入者の間で合意されたその他の様式の無記名大券）を意味する。

「大券」とは、特定数の基礎となる原社債を表示する無記名大券又は記名大券（又は適用ある最終条件書に示された当該発行会社、代理人（無記名社債の場合）、T C C I 登録機関（T C C I により発行された記名社債の場合）、T M C C 登録機関（T M C C により発行された記名社債の場合）及び関連する購入者の間で合意されたその他の様式の大券）を意味する。

「I S D A定義集」とは、国際スワップデリバティブ協会により公表された、2021 年 I S D A金利デリバティブ定義集（随時改正、補足又は書換えがなされたものを含む。）を意味する。

「発行日」とは、本社債に関し、本プログラム・アグリーメント第 2 条に従って発行及び購入される日を意味し、恒久大券又は最終券面の様式をとった本社債の場合は、当初当該本社債が表章されていた仮大券の発行日を意味する。

「発行条件書」とは、適用除外社債の各トランシェに関して発行される発行条件書（大要手続覚書の別紙BのパートCの様式をとる。）を意味し、かかるトランシェの詳細を記載し、また、本社債の特定のトランシェに関しては「適用ある発行条件書（Issue Terms）」とは、かかるトランシェに適用される発行条件書を意味する。

「発行会社」とは、本社債の発行会社としての資格を有するTMF、TCCI、TFA及びTMCCのそれぞれを意味し、本契約において「当該発行会社」という場合は、本社債の発行に関し、かかる本社債の発行会社であるTMF、TCCI、TFA及びTMCCのいずれかを指すものとし、「全発行会社」という場合には、TMF、TCCI、TFA及びTMCCのすべてを指すものとする。

「リスティング・エージェント」とは、ロンドン証券取引所以外の証券取引所に上場し若しくは上場する予定である本社債に関連して、当該発行会社が、当該証券取引所若しくは関連する政府当局と連絡をとるために随時指名するリスティング・エージェントを意味する。

「ロンドン証券取引所」とは、ロンドン・ストック・エクスチェンジ・ピーエルシー又はその機能が譲渡された他の機関を意味する。

「加盟国」とは、欧州連合の加盟国を意味する。

「MiFID II」とは、指令 2014/65/EUを意味する。

「新大券」とは、本契約の付属書B-1 に定める様式若しくはこれとほぼ同様の様式による仮大券又は本契約の付属書B-2 に定める様式若しくはこれとほぼ同様の様式による恒久大券を意味し、いずれの場合もこれに関して適用ある最終条件書において本社債券が新大券であると明記されるものとする。

「本社債」とは、本プログラム・アグリーメントに従って当該発行会社により発行され又は発行される予定である社債をいうが、本契約の日付より前にいずれかの発行会社によって発行された本社債について単一のシリーズを構成する本社債は除き、かかる本社債は、大券又は最終券面により表章される。

「本社債の所持人」とは、当該時点において未償還の本社債を有している者（無記名社債の場合にはその持参人、また記名社債の場合には、当該本社債の登録簿にかかる本社債の所持人としてその氏名が記入された数名の者）をいう。ただし、いずれかのシリーズの本社債に関し、本社債又はその一部が大券によって表章されている限りにおいては、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグその他の適用ある決済機関の記録に本社債の一定の額面金額の所持人として記載されている者（自身がクリアストリーム・ルクセンブルグ、ユーロクリア又はその他の本社債のシリーズの適用ある決済機関の口座保有者である決済機関（クリアストリーム・ルクセンブルグ及びユーロクリアを含む。）を除く。）が、当該発行会社、代理人及びその他の支払代理人又は（TCCIによって発行された記名社債の場合には）TCCI登録機関及びT

ＣＣＩ名義書換代理人によって若しくは（ＴＭＣＣによって発行された記名社債の場合には）ＴＭＣＣ登録機関及びＴＭＣＣ名義書換代理人によって、本社債のかかる額面金額の所持人として扱われるものとする（この場合、いずれかの者の口座に貸記されている当該本社債の額面金額に関してユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグが発行した証明書その他の書類は、明らかな誤りがある場合を除き、すべての点において最終的で拘束力を有する。）。ただし、元金（プレミアム（もしあれば）を含む。）又は利息の支払に関する当該発行会社、代理人及びその他の支払代理人又は（ＴＣＣＩによって発行された記名社債の場合には）ＴＣＣＩ登録機関及びＴＣＣＩ名義書換代理人若しくは（ＴＭＣＣによって発行された記名社債の場合には）ＴＭＣＣ登録機関及びＴＭＣＣ名義書換代理人に対する権利は、当該大券の条項に従い、無記名社債の場合には、当該大券の所持人のみに、また、記名社債の場合には、かかる本社債の所持人の登録簿に大券の所持人として記入された者のみに帰属するものとする（この場合、「本社債の所持人」及びこれに関連する用語はこれに従って解釈される。）。

「ＯＦＡＣ」とは、合衆国財務省外国資産管理局を意味する。

「未償還」とは、すべて又はいずれかのシリーズの本社債に関し、（ａ）代理契約又はＴＣＣＩ社債代理契約若しくはＴＭＣＣ社債代理契約又は要項に従って全額が償還された本社債、（ｂ）要項に規定する償還期日が到来し、その償還資金（当該本社債に関して当該償還期日までに発生したすべての利息（もしあれば）及び要項に従って当該償還期日後に支払われるべき一切の利息（もしあれば）を含む。）が代理契約の規定に従って代理人に対し又は（ＴＣＣＩによって発行された記名社債の場合には）ＴＣＣＩ登録機関若しくはＴＣＣＩ名義書換代理人に対し、又は（ＴＭＣＣによって発行された記名社債の場合には）ＴＭＣＣ登録機関若しくはＴＭＣＣ名義書換代理人に対し、適正に支払われ（必要な場合には、要項第 16 項に従って本社債の所持人に対し通知がなされ）、当該資金が本社債の呈示に対する支払のために提供され続けている本社債、（ｃ）要項第 8 項に基づき無効となった本社債、（ｄ）要項第 6 項に従い買入れその他の方法により取得され、消却された本社債、及び要項第 6 項に従い買入れその他の方法により取得され、その後の転売又は再発行のために当該発行会社によって現に所持されている本社債、（ｅ）要項第 10 項に従って代わり社債券と引換えに提出された汚損又は毀損社債券、（ｆ）（未償還の本社債券の枚数を決定するために（ただし、それ以外の点で当該本社債の地位を害することなく））紛失、盗失又は破損した旨の申立てがなされ、要項第 10 項に従って代わり社債券が発行された本社債並

びに（g）仮大券の要項に従い全額が恒久大券又は最終券面と適正に交換された仮大券及び恒久大券の要項に従い全額が最終券面と適正に交換された恒久大券又は記名大券以外の、発行されたすべての本社債（又はそのシリーズのすべての本社債）を意味する。

「恒久大券」とは、本契約の付属書B-2に規定される様式又は実質的に同様の様式（又は、当該発行会社、代理人及び購入者の間で合意されたその他の様式）をとり、同一のトランシェの本社債に関して発行された仮大券の全部若しくは一部と引換えに、当該発行会社により発行され若しくは発行される同一のシリーズの本社債の一部若しくは全部を構成する又は当初本社債を表章する無記名の恒久大券を意味する。

「PRM」とは、2024年公募及び取引承認に関する規則に基づき、英国の金融行動監視機構の規則制定にかかる権限に従い制定された、目論見書に関する規則：規制市場における取引承認に関するソースブックにおける規則を意味する。

「手続覚書」とは、2026年9月11日付の拘束力を持たない運営管理手続覚書（いずれかのトランシェに関して、かかるトランシェの当該発行会社及び購入者の間の合意並びに代理人の書面による承認により随時改定又は修正されるものを含む。）を意味する。

「本プログラム」とは、本プログラム・アグリーメントによって規定されるユーロ・ミディウム・ターム・ノート・プログラムを意味する。

「本プログラム・アグリーメント」とは、いずれかの発行会社により発行される本社債の購入に関する全発行会社及びプログラム・ディーラーの間の2026年9月11日付修正改定プログラム・アグリーメントを意味する。

「プロスペクタス」とは、本プログラム・アグリーメントの第5.2条に従い随時改定、追加、修正又は書換えがなされた本プログラムに関するプロスペクタスを意味する。これには、参照によって随時組み込まれる書類が含まれるが、かかる書類において参照によって組み込まれたすべての情報は含まれず、またかかる書類に別途含まれている将来の見通しである又は見通しとなるであろうと考えられている情報若しくは記述は含まれず、プロスペクタスに定義されている除外情報も含まれない。ただし、本社債の各トランシェに関し、当該トランシェに関連する最終条件書（Final Terms）はこれに含まれる。

「目論見書規則」とは、規則（EU）2017/1129を意味する。

「購入者」とは、ディーラー又は本プログラム・アグリーメントに従い本社債を購入することに合意したディーラー以外の第三者（証券法第2(12)条に定義される。）を意味し、関連する購入者とは、本社債に関して、当該発行会社との間で当該本社債を発行及び購入することを合意した購入者をいう。

「記名大券」とは、T C C Iにより発行される場合には、T C C I社債代理契約の付属表1に定める様式又はこれとほぼ同様の様式（又はT C C I、T C C I登録機関、T C C I名義書換代理人及び関連する購入者の間で合意されたその他の様式）による大券を意味し、又はT M C Cにより発行される場合には、T M C C社債代理契約の付属表1に定める様式又はこれとほぼ同様の様式（又はT M C C、T M C C登録機関、T M C C名義書換代理人及び関連する購入者の間で合意されたその他の様式）による大券を意味する。

「記名社債」とは、T C C I若しくはT M C Cにより発行された、又は発行される予定の記名式の社債を意味する。

「関連口座名義人」とは、当該決済システムにおいて証券取引口座に随時入れられた原社債（「無記名大券」の定義において定義される。）を所有する口座名義人を意味する。

「当該決済システム」とは、1つ又は複数の決済システムを意味する。

「当該時間」とは、大券において特定される状況で、かかる大券が失効する時間を意味する。

「制裁等」とは、合衆国政府（O F A Cにより施行されるものを含むが、これらに限定されない。）、オーストラリア連邦政府、国際連合安全保障理事会、欧州連合、カナダ又は英国により施行され、実施され、課され又は執行される経済制裁又は金融制裁を意味し、かかる制裁はそれぞれ関連する事業体にのみ適用される。

「証券法」とは、1933年合衆国証券法を意味する。

「シリーズ」とは、その条項（発行日、最初の利息の金額及び支払日並びに／又は発行価格（適用ある最終条件書に表示される。）を除く。）が（満期日、利率、償還／支払基準及び利払日（もしあれば）（適用ある最終条件書に表示される。）を含め、当該本社債が取引を認められているか否かにかかわらず）同一である、当初発行とともに1つのシリーズを構成するような追加発行と併せて各本社債の当初発行を意味する。

「関連するシリーズの本社債」及びこれに関連する表現は、これに従って解釈される。

「指定通貨」とは、本社債の券面に表示される通貨（ユーロ及びその他の通貨単位を含む。）を意味する。

「証券取引所」とは、本社債が随時上場され又は（場合により）取引が認められるロンドン証券取引所、ユーロネクスト・ダブリン又はその他の証券取引所を意味する。本契約において、本社債に関し「関連する証券取引所」とは、本社債について随時上場又は取引の承認がなされ又はなされることが意図される証券取引所をいう。

「利札引替券」とは、要項において定義される意味を有する。

「TARGETシステム」とは、ユーロシステムが運営する即時グロス決済システム又はその承継システムを意味する。

「仮大券」とは、本契約の付属書B-1に規定される様式又は実質的に同様の様式（又は当該発行会社、代理人又は関連する購入者の間で合意される様式）による無記名の仮大券で、当該発行会社によって、本プログラム・アグリーメント又は当該発行会社及び関連する購入者との間のその他の契約に従って発行された、若しくは発行される予定の、同一のシリーズの本社債の一部又は全部を構成するものを意味する。

「T C C I 社債代理契約」とは、T C C I によって発行された記名社債に関連して、T C C I、（B N Y トラスト・カンパニー・オブ・カナダの承継者として）コンピュータシェア・アドバンテージ・トラスト・オブ・カナダ、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エー／エヌブイ ダブリン支店及び代理人の間に締結された 2024 年 9 月 13 日付の改定社債代理契約を意味する。

「T C C I 登録機関」とは、T C C I によって発行された記名社債のすべてのシリーズに関連して、T C C I 社債代理契約に基づく登録機関、支払代理人及び名義書換代理人としてのコンピュータシェア・アドバンテージ・トラスト・オブ・カナダ、ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグにおいて受渡された又は決済された記名社債のすべてのシリーズに関して、登録機関及び名義書換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エー／エヌブイ ダブリン支店並びにかかる T C C I 社債代理契約に従い T C C I により指名された後任の登録機関、支払代理人及び名義書換代理人を意味する。

「T C C I 名義書換代理人」とは、T C C I によって発行された記名社債のすべてのシリーズに関連して、T C C I 社債代理契約に基づく名義書換代理人及び支払代理人としての代理人並びに T C C I 社債代理契約に従い T C C I により指名された後任の名義書換代理人及び支払代理人を意味する。

「TMC C社債代理契約」とは、TMC Cによって発行された記名社債に関連して、TMC C、ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エー／エヌブイ ダブリン支店及び代理人の間で締結された2026年9月11日付の改定社債代理契約を意味する。

「TMC C登録機関」とは、TMC Cによって発行された記名社債のすべてのシリーズに関連して、TMC C社債代理契約に基づく登録機関及び名義書換代理人としてのザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン・エス・エー／エヌブイ ダブリン支店並びにかかるTMC C社債代理契約に従いTMC Cにより指名された後任の登録機関及び名義書換代理人を意味する。

「TMC C名義書換代理人」とは、TMC Cによって発行された記名社債のすべてのシリーズに関連して、TMC C社債代理契約に基づく名義書換代理人及び支払代理人としての代理人並びにTMC C社債代理契約に従いTMC Cにより指名された後任の名義書換代理人及び支払代理人を意味する。

「トランシェ」とは、発行日を同一とする同一のシリーズのすべての本社債をいう。

「条約」とは、欧州連合の機能に関する条約（その後の修正を含む。）を意味する。

「英国」とは、グレートブリテン及び北アイルランド連合王国を意味する。

「米ドル」とは、現時点で合衆国において効力を有する通貨を意味する。

- (2) 本契約の要項若しくは付属書において定義され、又は適用ある最終条件書において用いられる用語及び表現（通貨又は複合通貨の定義を含む。）は、文脈上別異に解すべき場合を除き、本契約と同一の意味を有するものとする。
- (3) 本契約において、法律、命令又は規則の規定という場合はすべて、かかる法律、命令又は規則のその後の随時の修正、拡大、訂正又は再制定を含むものとみなす。
- (4) 本社債という場合、文脈上別異に解すべき場合を除き、仮大券、恒久大券、記名大券及び最終券面を意味するものとする。
- (5) 本契約において、契約、法律文書又はその他の文書（本契約、本プログラム・アグリーメント、T C C I 社債代理契約、TMC C社債代理契約、いかなるシリーズの本社債及びそれに付随するいかなる要項）という場合はすべて、かかる契約、法律文書又はその他の文書のその後の随時の訂正、修正、変更、追加又は更改を含む。
- (6) 単数形用語は複数形を、男性形用語は女性形を、自然人を意味する用語は企業及び会社を含むものとし、逆も同様とする。

- (7) 本契約において、ユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグという場合は、文脈上許容される限り、ユーロシステムの適格性を有する方法（新保管方法（N S S））で保有される新大券又は記名社債に関連する場合を除き、当該発行会社、関連する購入者及び（無記名社債の場合は）代理人又は（T C C I により発行された記名社債の場合は）T C C I 登録機関及びT C C I 名義書換代理人、又は（T M C C により発行された記名社債の場合は）T M C C 登録機関及びT M C C 名義書換代理人により承認された追加の又は代替する決済システムを含むものとみなされる。
- (8) 本契約において命令という場合はすべて、かかる命令を施行した各加盟国の関連する施行規則を含む。
- (9) 本契約において「適用ある最終条件書」という場合は、「適用ある発行条件書」も関連する場合、これに含むものとみなされる。
- (10) 「上場している」又は「上場する」とされている本社債に関して、(a) ロンドン証券取引所に「上場している」又は「上場する」とは、かかる本社債が、金融行動監視機構の上場規則に従い金融行動監視機構のオフィシャル・リストに加わることが認められ、ロンドン証券取引所の主要な市場（以下「メイン市場」という。）における取引が認められていることを意味し、(b) ユーロネクスト・ダブリンに「上場している」又は「上場する」とは、かかる本社債が、ユーロネクスト・ダブリンの上場規則に従いユーロネクスト・ダブリンのオフィシャル・リストに加わることが認められ、ユーロネクスト・ダブリンにおける取引が認められていることを意味し、(c) E E A内の管轄区域におけるその他の証券取引所に「上場している」又は「上場する」とは、かかる本社債が、M i F I D I I の意味における規制市場である管轄区域内の市場において取引が認められていることを意味する。
- (11) これに反する趣旨が記載されている場合を除き、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの記録は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの各々がその顧客のために保有するかかる顧客の本社債券に対する利息総額を反映した記録を指すものとする。
- (12) 本契約において、これに反する意図が記載されない限り、文書に関する記載は、かかる文書のその後の随時の修正を含む。
- (13) 本契約上、各シリーズの本社債は、本社債の別々のシリーズを構成する。したがって本契約の条項は、別個独立して各シリーズの本社債に必要な応じて適用され、かかる条項

において、「本社債」、「本社債の所持人」、「利札」、「利札所持人」、「利札引替券」及び「利札引替券所持人」は、同様に解釈される。

2. 代理人及び支払代理人らの指名

- (1) 代理人はここに、発行及び主支払代理人としての行為を行うべく、下記の条項に従い、特に以下の目的のもと、複数の権限における各発行会社の代理人として指名される。
- (a) 仮大券及び恒久大券を作成、認証及び交付すること、並びに最終無記名券面を認証（必要があれば）及び交付すること。
- (b) ユーロシステム上適格な社債である各大券について完成させる指示を出すこと。
- (c) 仮大券をその条件に従って恒久大券又は（場合により）最終無記名券面に交換すること、また、かかる交換について、(i) CGNである大券上にその条件により要求されるすべての表記を施すこと及び(ii) 新大券であるすべての大券について、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対し、その記録上に適切な記載を行うよう指示すること。
- (d) 恒久大券をその条件に従って最終無記名券面に交換すること、また、かかる交換について、(i) CGNである恒久大券上にその条件により要求されるすべての表記を施すこと及び(ii) 新大券であるすべての恒久大券について、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対し、その記録上に適切な記載を行うよう指示すること。
- (e) 仮大券、恒久大券、最終無記名券面及び利札について、かかる本社債の条項に従い支払うべき金額を支払うこと、また、(i) CGNである大券上にその条件により要求されるすべての表記を施すこと及び(ii) 新大券であるすべての大券について、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対し、その記録上に適切な記載を行うよう指示すること。
- (f) 適用ある最終条件書に別段の定めがある場合を除き、要項に従い、本社債に関し支払うべき利息及び／又はその他の金額を決定すること。
- (g) 当該発行会社を代理して本社債の所持人及び関連する証券取引所に対する通知を行うこと。

- (h) 日本国財務省（月ごとの届出又はその他必要な届出を含む。）及びその他の適切な日本の政府当局に関する定期的な報告及び届出義務の遵守に必要な行為が行われることを確保すること。
 - (i) ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ及び／又はその他の適用ある決済機関からの無記名社債の実質的所持人が合衆国人でないことの証明書に関する通知を受領すること。
 - (j) 適用ある交換日を決定し、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ又はその他の適用ある決済機関に証明すること。
 - (k) 要項及び本契約により課されるその他のすべての義務及び職務を履行すること。
- (2) 第2条(1)項の(a)、(b)、(c)、(d)、(e)、(f)、(g)、(h)及び(i)号所定の発行及び主支払代理人としての地位に基づく代理人の職務及び義務は、当該発行会社の同意により、特定のシリーズの本社債に関して第三者に委任することができる。ただし、かかる第三者の義務履行は、代理人の全面的な管理監督のもとに行われるものとする。
- (3) 各支払代理人はここに、下記の条項に従い、本社債及び利札に関し支払われるべき金額を支払うこと、また、要項及び本契約により課されるその他すべての義務及び職務を遂行することを目的として、複数の権限において各発行会社の支払代理人として指名され、また各支払代理人は複数の権限において各発行会社の支払代理人として行為することに合意する。
- (4) ユーロシステム上適格な社債の発行について、各発行会社はここに、代理人に対し、ユーロクリアを共通保管者として選任する権限を付与し、そのように選任するよう指示する。かかる各発行会社及び代理人は、かかる選任について随時変更することに合意することができる。かかる各発行会社は、いかなる選任についても、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグが、各発行に関して、他の一方を共通保管者として行為させることを共同で決定する権利に従うことを認識しており、代理人によるかかる選任に関して、代理人は責を負わないことに合意する。
- (5) 代理人が電子的手段を用いて共通保管者に対し認証された大券を完成のため交付する場合は、当該大券が完成した旨の確認を共通保管者から受領後、保有していた大券を破棄する権限を付与され、指示されるものとする。

3. 仮大券の発行

- (1) 代理人は、第3条(2)項に従い、手続覚書の規定（代理人の事前の同意により、当該発行会社及び当該発行にかかる本社債の購入者によって随時修正されるものを含む。）に従って本社債の発行に関し当該発行会社により署名された適用ある最終条件書を受領した後、手続覚書において代理人に要求される手続をとる。かかる目的のもと、代理人は、以下の事項について当該発行会社を代理する権限を有する。
- (a) 関連する要項を記載した仮大券を作成すること、及び、関連する最終条件書に従い当該仮大券の必要な詳細を完成させ、適用ある最終条件書の写しをかかると仮大券に添付すること。
- (b) 当該仮大券を認証すること。
- (c) 仮大券がCGNである場合、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ及び／又は適用ある最終条件書において指定されるその他の適用ある決済機関の共通預託機関に当該仮大券を交付すること（ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ又は当該その他の決済機関の名義で当該仮大券を保護預りしている旨の当該共通預託機関からの確認書の受領と引換えに交付を行うものとする。）、及び当該発行会社の書面による指示に従い、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ及び／又は（場合により）当該その他の決済機関に対して当該仮大券により表章される本社債を記帳するよう指示を出すこと。
- (d) 仮大券が新大券である場合、当該仮大券を、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグにおいて指定された共通保管者に、当該共通保管者からの仮大券をユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの名義で保護預りしている旨の確認書と引換えに交付すること、及びユーロシステム上適格な社債である仮大券の場合には、共通保管者に対し、当該仮大券を完成させるよう指示を出すこと。
- (e) 仮大券が新大券である場合には、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対し、当該トランシェの本社債券の当初発行済元本総額について、その記録上に適切な記載を行うよう指示すること。
- (2) 当該発行会社を代理して署名する権限を付与された者により署名された仮大券の原本を所持する場合、代理人は、第3条(1)項に基づく義務のみを遵守すれば足りるものとする。代理人は、かかる仮大券の原本を、第3条(1)項(a)号に従って仮大券を作成する目的で使用する事ができる。

- (3) 代理人は、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ及び／又はその他の適用ある決済機関に対して、代理人によりユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ及び／又はその他の適用ある決済機関に対して行われるべき通知、指示又はその他の情報提供を行うものとする。
- (4) 本第3条所定の代理人の職務及び義務は、当該発行会社の同意により、特定のシリーズの本社債に関して第三者に委任することができる。ただし、かかる第三者の義務履行は、代理人の全面的な管理監督のもとに行われるものとする。

4. 恒久大券の発行

- (1) 代理人は、仮大券の条項に従って恒久大券の発行を要する事由が発生した場合には、第4条(2)項に従い、仮大券の条項に従って恒久大券を発行するものとする。かかる目的のため、代理人は、以下の行為について当該発行会社を代理する権限を有する。
- (a) いずれかのシリーズの本社債券の最初のトランシェの場合において、関連する条項を記載した恒久大券を作成すること、及び、仮大券の条項に従って当該恒久大券の必要な詳細を完成し、当該恒久大券に適用ある最終条件書の写しを添付すること。
- (b) いずれかのシリーズの本社債券の最初のトランシェの場合において、当該恒久大券を認証すること。
- (c) いずれかのシリーズの本社債券の最初のトランシェの場合において、(i) 上記のとおり仮大券がCGNであり、また、共通預託機関によって所持されている場合には、当該時点においてユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ及び／若しくは適用ある最終条件書において指定されるその他の適用ある決済機関を代理して、仮大券を所持している所定の共通預託機関に対して、当該仮大券と引換えに（部分的な交換の場合には、かかる交換の詳細を仮大券及び恒久大券双方の適切な部分に注記した後）、当該恒久大券を交付すること（いずれの場合も、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ及び／又は（場合により）その他の適用ある決済機構の名義で当該仮大券を保護預りしている旨の共通預託機関からの確認書の受領と引換えに交付を行うものとする。）、又は(ii) 仮大券がCGNであり、また、共通預託機関によって所持されていない場合には、当該発行会社及び代理人との間で書面による別段の合意をしている方法により交付すること。
- (d) 仮大券が新大券である場合のいずれかのシリーズの本社債券の最初のトランシェの場合において、その時点でかかるトランシェを表章する仮大券をユーロクリア及

び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグのために保有している指定された共通保管者に対し、共通保管者からの恒久大券をユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグの名義で保護預りしている旨の確認書を受領した上でかかる仮大券と引換えに交付すること、また、恒久大券がユーロシステム上適格な社債である場合には、共通保管者に対し、当該恒久大券を完成させ、仮大券との交換までの間当該発行会社に代わって保有するよう指示を出すこと。

(e) 恒久大券がCGNである場合のいずれかのシリーズの本社債券のその後のトランシェの場合において、適用ある最終条件書の写しを当該シリーズに適用される恒久大券に添付し、またかかる全体的又は部分的交換の詳細を前述のとおり記入すること。

(f) 恒久大券が新大券である場合のいずれかのシリーズの本社債券のその後のトランシェの場合において、当該シリーズに適用ある恒久大券に添付するために適用ある最終条件書を、指定された共通保管者に対し交付すること。

(2) 当該発行会社を代理して署名する権限を付与された者により署名された恒久大券の原本を所持する場合、代理人は、第4条(1)項に基づく義務のみを遵守すれば足りるものとする。代理人は、かかる恒久大券の原本を、第4条(1)項(a)号に従って恒久大券を作成する目的で使用するができる。

(3) 代理人は、ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ及び／又は適用あるその他の決済機関に対して、代理人によりユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ及び／又は適用あるその他の決済機関に対して行われるべき通知、指示又はその他の情報提供を行うものとする。

(4) 本第4条所定の代理人の職務及び義務は、当該発行会社の同意により、特定のシリーズの本社債に関して第三者に委任することができる。ただし、かかる第三者の義務履行は、代理人の全面的な管理監督のもとに行われるものとする。

5. 最終無記名券面の発行

(1) 代理人は、当該仮大券又は当該恒久大券につき、かかる仮大券又は（場合により）恒久大券が1以上の最終無記名券面と交換される場合には、その条項に従って関連する最終無記名券面を交付するものとする。かかる目的において、代理人は、以下の行為について当該発行会社を代理する権限を有する。

(a) 当該最終無記名券面を認証し、又は（当該発行会社によりそのように指示された場合）当該発行会社を代理して認証の手配を行うこと。

(b) ユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ及び／若しくは適用ある最終条件書において指定されたその他の適用ある決済機関に対して、又はこれらの者の指図により、大券と引換えに、又は、部分的な交換の場合には、（CGNである場合）大券の部分的な交換の詳細を当該大券の付属書2の該当箇所に記入し、（新大券である場合）かかる交換をユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグの記録に適切な記載を行い、当該最終無記名券面を交付すること（ただし、当該恒久大券によって継続して表章される本社債がユーロクリア、クリアストリーム・ルクセンブルグ及び／又はその他の適用ある決済機関による恒久大券の部分的な交換によって発行された最終無記名券面の代替物であると認められる場合は、代理人は、恒久大券によって表章される本社債の最終無記名券面との交換については部分的な交換のみを認めるものとする。）。

代理人は、大券の条項に従い最終無記名券面の発行請求を受領した場合には、（その旨及びそれとの関係で交換されるべき仮大券又は（場合により）恒久大券の額面総額を）直ちに当該発行会社に通知するものとする。

(2) 当該発行会社は、代理人が本第5条に基づく義務を遵守することができるよう、関連する大券の条項に基づく最終無記名券面の発行請求に従い、代理人に対して十分な数の署名済最終無記名券面を交付することを約する。

(3) 本第5条所定の代理人の職務及び義務は、当該発行会社の同意により、特定のシリーズの本社債に関して第三者に委任することができる。ただし、かかる第三者の義務履行は、代理人の全面的な管理監督のもとに行われるものとする。

6. 交 換

仮大券における持分の全部又は一部の恒久大券又は最終無記名券面における持分との交換、又は恒久大券における持分の全部又は一部の最終無記名券面との交換時に、代理人は（i）当該大券（CGNである場合）はそのように交換される額面金額合計のその額面金額からの減少、又は（場合により）増加を反映するように裏書がなされるものとし、適切な場合は、恒久大券は仮大券における持分との交換の結果、その額面金額の増加を反映するように、代理人により、又は代理人を代理して裏書がなさしめるものとし、

（ii）新大券である大券の場合は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブル

グに対し、かかる交換を反映するためにその記録上に適切な記載を行うよう指示する。全額が交換されるまでは、大券の所持人はすべての点に関して、要項及び当該大券の定めに従い、本契約に基づき認証され交付される最終無記名券面及び利札の所持人と同じ便益を本契約に基づき有するものとする。代理人はここに、当該発行会社を代理して、

(a) CGNである大券の場合は、当該大券の表章する額面金額における、そのように交換された金額の減少を反映するよう当該大券に裏書し、又は裏書されるよう手配すること、及び、適切な場合は、恒久大券の表章する額面金額における増加を反映するよう恒久大券に裏書し、又は裏書されるよう手配すること、及びいずれの場合も、当該大券の該当する空欄に当該交換及び減少又は増加を記録して署名し、(b) 新大券である大券の場合は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対し、かかる交換を反映するためにその記録上に適切な記載を行うよう指示し、(c) 全額の交換の場合は、当該大券の消却を行い又は消却の手配をする権限を付与され、指示されるものとする。本第6条所定の代理人の職務及び義務は、当該発行会社の同意により、特定のシリーズの本社債に関して第三者に委任することができる。ただし、かかる第三者の義務履行は、代理人の全面的な管理監督のもとに行われるものとする。

7. 発行の条件

- (1) 代理人は、本契約に基づき、保護預りがなされるべく、すべての仮大券、恒久大券及び最終無記名券面が代理人に交付され所持されるよう確保し、当該本社債が本契約及び関連する仮大券の規定並びに要項によってのみ発行されることを保証する。
- (2) 代理人は、手続覚書所定の手続に従い、第7条(1)項の目的で、第19条(7)項に記載され又は同項に従って通知されるリストに記載された当該発行会社の権限ある代表者と称する（代理人が合理的な調査を行った上で代表者であると善意をもって信じる）者からの電話又は電子メールを、当該発行会社による代理人に対する第7条(1)項に従って行われる十分な指示及び承認として処理する権限を有する。
- (3) 発行会社を代表して第7条(1)項に従い未発行であるが代理人により所持されている仮大券の原本、恒久大券の原本又は最終無記名券面に署名した者が第19条(7)項に記載のとおり権限を喪失した場合、代理人は、(当該発行会社が、代理人に対し、当該署名者によって署名された本社債券は代わりの券面が代理人に提供されない限り有効かつ拘束力を有する当該発行会社の義務を発生させるものではない旨通知した場合を除き) 引き続き当該本社債券を発行する権限を有し、当該発行会社は、ここに代理人

に対し、当該本社債券は（上記の通知が行われない限り）当該発行会社の有効かつ拘束力を有する義務を発生させることを保証する。当該発行会社は、かかる者が権限を喪失した場合は直ちに、代理人に対して代わりの仮大券の原本、恒久大券の原本及び（適用ある場合）最終無記名券面を提供し、代理人は、同人が保持するかかる者によって署名された仮大券の原本、恒久大券の原本及び（適用ある場合）最終無記名券面を消却及び破棄し、当該発行会社に対してこうして消却及び破棄された本社債券を特定する破棄確認書を提出するものとする。

- （４）当該発行会社及び代理人の間に書面による別段の合意がない限り、それぞれ第３条(1)項(c)号、第３条(1)項(d)号、第４条(1)項(c)号又は第４条(1)項(d)号に従った共通預託機関、又は（場合により）共通保管者に対する仮大券又は（場合により）恒久大券が交付の後に代理人がユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグ（又はCGN様式である本社債券の場合、その他の適用ある決済機関）に有する販売口座に記帳される各本社債は、当該発行会社の指図により所持されるものとする。代理人は、関連する購入者が購入することを合意した額面金額の本社債が、当該発行会社の書面による指示に従って交付されることを保証するものとする。
- （５）当該発行会社及び代理人の間に書面による別段の合意がない限り、該当する発行日において購入者が本社債（以下「不履行社債」という。）について支払われるべき購入価格の全額を支払わず、その結果、不履行社債が、当該発行日後も代理人がユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグ（又はCGN様式である本社債券の場合、かかるその他の適用ある決済機関）に有する販売口座に残存した場合には、代理人は、当該発行会社の指図により不履行社債を引き続き所持するものとする。代理人は、不履行社債に関して購入者が支払うべき全額の購入価格の支払を行わなかったことを直ちに当該発行会社に通知するものとし、その後当該不履行社債に関して購入者から購入価格全額の支払を受けた場合には直ちに当該発行会社に通知するものとする。
- （６）当該発行会社及び代理人の間に書面による別段の合意がない限り、代理人が購入者から支払（以下「本支払」という。）を受けることを前提として当該発行会社に一定額を支払い（以下「本前払」という。）、代理人が当該発行会社に支払を行った日に代理人が本支払を受けなかった場合は、代理人は電子メールにより当該発行会社に本支払がなされていない旨を通知し、当該発行会社は、代理人に本前払の金額を払い戻し、当該本前払がなされた日（当日を含む。）から本前払の払戻しが行われた日又は代理人

が本支払を受領した日のうち早く到来した日（当日を含まない。）までの本前払（又はその未返済額）に対する利息（当該時点において代理人が自らの費用において本前払の金額を調達するのにかかる利率による。ただし、かかる利率のベースとなる証拠が当該発行会社に提供される。）を支払うものとする。

- （7）本社債のファクシミリによる署名及び仮大券の原本又は恒久大券の原本（認証されていない様式であるが、上記で規定されたとおり、当該発行会社を代理して手書きにより署名されたもの）のフォトスタットによる写し又はその他の複写は、本社債が当該署名者によって署名された場合と同様に、当該発行会社に対して拘束力を有するものとする。

8. 支 払

- （1）代理人は、本第 8 条(1)項に従って代理人に支払が行われる日の 10 営業日（第 8 条(2)項に定義される。）前までに、当該発行会社に支払額、為替資金引渡日及び支払の指示について通知するものとし、当該発行会社は、無記名社債の各支払期日に、代理人により指定された口座に、（当該発行会社と代理人との間で別途合意されない限り）支払時間までに当該支払に十分な金額を該当する通貨で、代理人と当該発行会社の間で合意される支払システムを通じて決済される資金によって送金するものとする。本第 8 条(1)項において「支払時間」とは、（当該発行会社と代理人との間で別途合意されない限り）支払がなされる通貨を有する国の金融の中心地の現地時間で午後 2 時を意味する（ユーロによる支払の場合はロンドン）。適用ある最終条件書に別段の規定がない限り、本第 8 条(1)項の目的上いずれの国の金融の中心地も、無記名社債の当該シリーズの発行日の I S D A 定義集において規定されている場所をいうものとする（ただし、指定された通貨がオーストラリア・ドル又はニュージーランド・ドルである場合を除き、この場合、金融の中心地はシドニー又はオークランドとする。）。
- （2）当該発行会社は、第 8 条(1)項に従って支払がなされる 3 営業日前までに、代理人が当該発行会社から支払がなされる旨の確認書を受領することができることを保証する。本第 8 条において、「営業日」とは、要項第 4 項(b)で定義されたものと同様の意味を有するものとする。
- （3）代理人は、仮大券についての元金及び利息両方の支払が、合衆国財務省規則において必要とされているところに従い、実質的所持人が合衆国人でないことの証明書がユーロクリア及び／又はクリアストリーム・ルクセンブルグからその条項に基づき受

領されている限りにおいてのみなされるようにする（この場合、代理人は、かかる証明書が受領された年の後 4 暦年間、当該発行会社を代理して各証明書を保持するものとする。）。ただし、適用ある最終条件書に指定されるとおり、（i）合衆国財務省規則の 1.163-5(c)(2)(i)(C)項に基づいて発行され、（ii）当初の満期までの日数が（継続又は延長するかの片務的権限を考慮して）183 日以内であり、最小額面金額が 500,000 ドル（又は発行された日における直物相場で換算されたその他のいずれかの通貨建てと同等額）であり、合衆国財務省規則の 1.6049-5(b)(10)項を遵守することが意図される本社債に関しては、かかる証明書は必要とされない。

（4）代理人は、合衆国財務省規則の 1.163-5(c)(2)(v)項の意義の範囲内で、合衆国及びその属領外においてのみ本社債にかかる利息の支払を行うものとする。TMC Cにより発行された本社債にかかる利息は、要項において別段の許可がある場合を除き、受取人が合衆国内に保有する口座に対して支払われず、又は合衆国内の宛先に郵送されないものとする。

（5）代理人がその裁量により第 8 条(1)項の規定に従って適正な支払がなされると判断した場合、代理人又は関連する支払代理人は、当該発行会社を代理して要項に規定する方法で無記名社債に関し支払われるべき全額を支払い又は支払わせるものとする。第 8 条(1)項に規定する支払が、遅延したもののその他の点に関しては本契約の規定に従って行われた場合には、代理人及び各支払代理人は、当該支払を受けた後、上記のとおり無記名社債に関する支払を行うものとする。

（6）何らかの理由により、代理人が、第 8 条(1)項に従って代理人が受領しようとする又は実際に受領した金額が、当該時点において支払期日が到来しているすべての無記名社債に関する支払請求に対応するのに不十分であるとその裁量により判断した場合、代理人は、直ちに当該発行会社にかかる不足について通知を行うものとし、代理人がかかる全額の支払を受けない限りは、代理人も支払代理人もかかる請求に対して支払を行う義務を負わないものとする。

（7）代理人が第 8 条(1)項に従った無記名社債に関する全額の支払を受けていない時点において無記名社債若しくは利札の所持人又は支払代理人に一定額を支払った場合（かかる支払額が受領額を超える部分を、以下「本不足額」という。）、第 8 条(5)項及び第 8 条(6)項に反しない限り、当該発行会社は、代理人に対して、第 8 条(1)項に基づく支払額に加えて、請求により、本不足額が代理人によって無記名社債若しくは利札の所持人又は支払代理人に対して支払われた日（当日を含む。）から代理人が本不

足額の全額を受領する日（当日を含まない。）までの不足額（又はその未返済額）に対する利息（本不足額調達のために代理人が要した費用に相当する利率によるものとし、その計算の詳細を提供することにより当該発行会社に対して証明される。）を支払うものとする。当該発行会社が当該営業日時点でその後当該支払を行う権利を有する旨を知らせるべく、代理人は、当該発行会社に対し、できる限り速やかに、電子メールによって通知を行うものとする。

（８）代理人は、請求により、直ちに各支払代理人に対し当該支払代理人が無記名社債に関し本契約及び要項に従って支払った金額を支払うものとする。ただし、代理人が、支払代理人に対し、無記名社債に関する支払期日に無記名社債に関する支払がなされ得る支払代理人の事務所の所在地の営業時間の開始までに、代理人が当該無記名社債に関して支払期日が到来する全額について支払を行うのに十分な資金を受領することができないことが予想される旨を通知した場合を除く。

（９）いずれかの無記名社債が仮大券又は恒久大券により表章される限りにおいて、かかる無記名社債に関し期日の到来しているすべての支払は、かかる大券の規定に従って、かかる大券の所持人に対し、又はその指図人に対して行われるものとする。いずれかの当該支払の際、（i）CGNの場合は、当該支払を行うための大券の呈示先である支払代理人は、当該元利金（適用ある場合）の支払額及び支払日を立証するため、当該大券の別紙に注釈を付けるものとするか、又は、（ii）新大券である大券の場合は、代理人はユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対し、かかる支払を反映するためにその記録上に適切な記載を行うよう指示するものとする。

（１０）その時点で支払期日の到来している元本及び／又は利息の金額が全額支払われない場合（ただし、（a）FATCA源泉税又は（b）その他法律上要求される当該金額からの控除による場合を除く。）、（i）当該支払のために仮大券又は恒久大券の呈示を受ける支払代理人は、本社債券が新大券でない限り、当該大券の別紙にかかる不足額を記録するものとし、当該記録は、これに明白な誤謬がない限り、当該支払がかかる不足金額においてなされなかったことに関する一応の証拠となり、（ii）新大券である大券の場合は、代理人はユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対し、かかる支払の不足額を反映するためにその記録上に適切な記載を行うよう指示するものとする。

- (11) 各支払代理人は、適用ある F A T C A 源泉税を控除する権限を有し、本契約に基づく支払額に関してグロスアップ計算を行う義務又は適用ある F A T C A 源泉税に伴う追加金を支払う義務を負わないものとする。
- (12) 当該発行会社は、本社債に関して支払期日が到来した支払に関連して F A T C A 源泉税の源泉徴収又は控除を行う必要があると合理的に決定した場合、F A T C A 源泉税の適用を受けずに当該支払を行うために適切だと判断する方法で、当該支払の再指示又は再手配を行う権限を有する。ただし、かかる支払の再指示又は再手配は、国際的に認知された機関を通じて行われるものとし、そうでない場合には当該支払は本契約に従ってなされるものとする。

9. 本社債に関する決定及び通知

- (1) 代理人は、要項に従い、要項に基づいて行うことを要するすべての決定及び計算を行う。ただし、本社債のシリーズに関する特定の計算は、当該発行会社が指名し代理人が承諾する代理人（以下「計算代理人」という。）によって行わせることができる。代理人は、(i) 代理人が本社債の当該シリーズに関して行われる利率、償還額その他の計算の決定を行う能力を有しない場合、及び(ii) 拒絶の意思決定が、代理人が本社債の当該シリーズの条件を受領した後合理的に可能な範囲でできる限り速やかに、いかなる場合であっても本社債の当該シリーズの発行に先立って、代理人から当該発行会社に対して通知された場合は、本社債の特定のシリーズに関して上記の立場で行動することを拒絶することができる。
- (2) 代理人は、依拠していた照会銀行（要項第 4 項(b)(iv)(E)に定義される。）による見積りが後に誤っていたことが判明した場合には、当該発行会社又は第三者に対して責任を負わないものとする（過失、故意による不履行又は悪意による場合を除く。）。
- (3) 代理人は、当該発行会社、その他の支払代理人、（T C C I によって発行された記名社債の場合には）T C C I 登録機関及び T C C I 名義書換代理人、（T M C C によって発行された記名社債の場合には）T M C C 登録機関及び T M C C 名義書換代理人並びに（本社債のシリーズが証券取引所に上場している場合には）当該証券取引所（又はその他の関連当局）に対して、代理人が要項に基づいて計算又は決定すべき各利率、利息額、利払日及びその他の金額、レート及び日付を、その決定後できる限り速やかに（いかなる場合にも、第 8 条(1)項に従って代理人が支払を行う日の 10 営業日前（第

8条に定義される。)までに)通知する(かつ書面により確認する)ものとし、要項に従ったその後の修正に関しても同様に通知するものとする。

- (4) 代理人は、代理人が要項に基づいて計算又は決定すべき(又は第9条(1)項の規定により当該発行会社に指名された他の計算代理人によって代理人に提供された)各利率、利息額、利払日及びその他の金額、レート及び日付が、その決定又は計算後できる限り速やかに、要項において要求されるとおり公告されるよう最善を尽くすものとする。
- (5) 代理人が、時及び理由のいかんを問わず、利息期間に関する利率、利息額及び/若しくは利払日又は本第9条に規定するその他の金額、レート若しくは日付を決定及び/又は計算及び/又は公告しなかった場合、代理人は、直ちに当該事実を当該発行会社、その他の支払代理人、(T C C Iによって発行される記名社債の場合には) T C C I 登録機関及び T C C I 名義書換代理人並びに (T M C C によって発行される記名社債の場合には) T M C C 登録機関及び T M C C 名義書換代理人に通知するものとする。
- (6) 本プログラムに基づき発行された未償還(本プログラム・アグリーメントに定義する「未償還」とする。)の本社債(本プログラム・アグリーメントに定義する「本社債」とする。)の額面総額の監視の際には、代理人は、以下のとおり、ユーロ以外の指定通貨を券面額とする本社債(本プログラム・アグリーメントに定義する「本社債」とする。)の発行の額面金額とユーロとの等価性を決定する。
 - (a) ユーロ以外の指定通貨を券面額とする本社債のユーロとの等価性は、代理人により、当該本社債の発行日の午後2時30分(ロンドン時間)において、関連するロイターズのサービス又はダウ・ジョーンズ・マーケット・リミテッド若しくは代理人と当該発行会社との間で随時合意されるその他のサービスの頁に表示される為替相場を参考に決定される。
 - (b) 指数又はフォーミュラに連動する本社債(インデックス連動債)又は当該本社債に基づく支払義務が1以上の通貨で券面に表示される本社債(デュアル・カレンシー債)のユーロとの等価性は、当該本社債の元来の額面金額を参考に、上記(a)号に指定される方法により決定される。
 - (c) ゼロ・クーポン債及びその他の割引発行された本社債のユーロとの等価性は、特定の発行による当該発行会社の受取高を参考に、上記(a)号に指定される方法により決定される。

代理人は、上記のとおり行った各決定を速やかに当該発行会社に通知するものとする。

- (7) 第9条(6)項の規定に反しない限り、指数若しくはフォーミュラ又は複数の通貨に連動する本社債についての決定は、適用ある最終条件書に記載される方法で、適用ある最終条件書に記載される計算代理人により別途行われる。当該発行会社及び当該本社債の関連する購入者の間で別段の合意がなされない限り、かかる決定は本契約添付の付属書Cとほぼ同内容の計算代理契約証書に基づき行われる。

10. 源泉徴収又は控除の通知

支払に関し、要項に明示された租税、義務、公租又は政府による手数料により源泉徴収又は控除が必要となった場合、当該発行会社は、代理人に対して、かかる源泉徴収又は控除を行う必要性を認識した後直ちにその旨を通知し、かかる義務を遵守するために必要な情報を代理人に提供するものとする。

11. 期限前償還に関する代理人の職務

- (1) 当該発行会社が要項に従い、満期日前に当該時点において未償還の本社債を償還することを決定した場合、当該発行会社は、代理人に対して、要項に基づき本社債の所持人に対してなすことが要求される通知の日の5日前又は代理人が同意したそれ以降の期限までに、当該意思決定に関する通知を行うものとする。
- (2) 同一のシリーズの本社債の一部のみが当該日に償還される場合、代理人は、要項に従って必要な抽選を行うものとするが、かかる抽選の予定時間及び場所の合理的な通知を当該発行会社に対して行うものとし、当該発行会社はかかる抽選に出席する代表者を派遣する権利を有する。
- (3) 代理人は、当該償還に関し必要な公告を行い、同時に以前抽選され償還のための呈示が行われていない本社債の社債券番号のリストを公告するものとする。当該公告には、償還のために設定された日、償還額、償還の実行方法、及び一部償還の場合には、償還されるべき本社債の社債券番号が記載されるものとする。かかる公告は、要項に従って行われるものとする。

12. 公 告

代理人は、当該発行会社を代理し、当該発行会社の請求に基づき、当該発行会社の費用で、要項に従って当該発行会社が行うべき公告を行うものとする。代理人は、要項に従って本社債の所持人から請求又は通知を受領した場合、直ちにその写しを当該発行会社に転送するものとする。

13. 本社債、利札及び利札引替券の消却、転売及び再発行

- (1) 償還済の本社債、交換済の大券、支払済の利札及び交換済の利札引替券はすべて、それらの償還、支払又は交換を行った代理人又は支払代理人により消却される。さらに、当該発行会社が要項に従って買入れ又はその他の方法により取得されたすべての本社債は、（最終無記名券面の場合）それに添付され又はそれとともに買入れられた支払期日未到来の利札又は利札引替券（もしあれば）とともに、発行会社がTMF又はTFAの場合には当該発行会社の選択により、(i) 転売若しくは再発行若しくはその後の転売若しくは再発行のために当該発行会社により保持されるか、又は(ii) かかる本社債及び利札の転売若しくは再発行がなされない場合は消却される。発行会社がTCCIの場合には、適用ある最終条件書に別途指定されない限り、かかる本社債は、（無記名社債の場合には）支払代理人に対して引き渡され、又は記名社債の場合には消却のためにTCCI登録機関若しくはTCCI名義書換代理人に対して引き渡されるものとする。発行会社がTMCCの場合には、適用ある最終条件書に別途指定されない限り、かかる本社債は、（無記名社債の場合には）支払代理人に対して引き渡され、又は記名社債の場合には消却のためにTMCC登録機関若しくはTMCC名義書換代理人に対して引き渡されるものとする。本社債、利札又は利札引替券が、上記のように買入れられ、消却、転売若しくは再発行又はその後の転売若しくは再発行のために当該発行会社により保持される場合、当該発行会社は、その詳細が代理人に直ちに通知され、このようにして消却されたすべての本社債、利札又は利札引替券が代理人に交付されることを確認する。
- (2) 当該発行会社の書面による要求に対して、代理人は、合理的な範囲でできる限り速やかに、いかなる場合においても返済又は（場合により）支払若しくは交換の日から30日以内に、以下の事項を記載した証明書を当該発行会社に交付するものとする。
- (a) 償還された本社債の額面総額及び支払われた総額。

- (b) 消却された本社債の数及び（最終無記名券面の場合）それに添付され又は一緒に交付されたすべての支払期日未到来の利札又は利札引替券（もしあれば）の詳細。
 - (c) 本社債の利息に関して支払われた総額。
 - (d) 消却された利札及び利札引替券の満期日ごとの総数。
 - (e) 最終無記名券面の場合、当該本社債の社債券番号。
- (3) 代理人は、適切な時点で適正に通知された場合には、上記のような本社債の買入れ及び消却又は買入れ及びその後の転売若しくは再発行の日から 3 ヶ月以内に、当該発行会社に対して、以下の内容を記載した証明書を交付するものとする。
- (a) 上記のようにして買入れられ、消却、転売又は再発行された本社債の額面金額。
 - (b) 最終無記名券面の場合には、当該本社債の社債券番号。
 - (c) 当該本社債と一緒に引き渡され、又は添付された利札及び利札引替券（もしあれば）の満期日ごとの総数。
- (4) 代理人は、消却されたすべての本社債、利札及び利札引替券を破棄し（当該発行会社により別段の指示がなされた場合は除く。）、破棄後直ちに、また当該発行会社の書面による要求を受けた後に、破棄された本社債の社債券番号（最終無記名券面の場合）並びに利札及び利札引替券の満期日ごとの総数の証明書を当該発行会社に提出するものとする。
- (5) 第 13 条(2)項に基づく代理人の義務に反しない限り、代理人は、本社債、利札及び利札引替券の完全な記録（要項第 10 項に従って交換された利札以外の利札のシリアル・ナンバーを除く。）、毀損、汚損、滅失、紛失又は盗失した本社債、利札又は利札引替券に代えて発行されたものを含め、すべての償還された、消却された又は代わりの社債券、利札又は利札引替券（最終無記名券面の場合には、それに添付され又は一緒に交付されたすべての支払期日未到来の利札又は利札引替券（もしあれば）の詳細を含む。）の完全な記録及び転売又は再発行されたすべての本社債、利札又は利札引替券の完全な記録を保持するものとする。代理人は、合理的な時間においてはいつでも当該記録を当該発行会社並びに調査及びコピー又は抜粋を作成する目的で当該発行会社により権限を付与された者の利用に供するものとする。
- (6) 本第 13 条及び第 14 条に従って作成又は交付されるすべての記録及び証明書は、各シリーズの社債、利札及び利札引替券ごとに区分されるものとする。
- (7) 代理人は、当該発行会社により、(a) CGNである大券の場合は、当該大券の表章する額面金額における、償還又は買入消却された金額の減少を反映するよう当該大

券に裏書し、又は裏書されるよう手配し、また、（b）新大券である大券の場合は、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグに対し、かかる償還又は（場合により）買入消却を反映するためにその記録上に適切な記載を行うよう指示する権限を付与され、指示されるものとする。ただし、買入消却の場合は、当該発行会社は代理人に対し、第 13 条(1)項に従いその旨の通知を行うものとする。

1 4. 代わり社債券、利札及び利札引替券の発行

- （1）発行会社は、その所定の事務所において、下記のとおり代わり社債券、利札及び利札引替券を発行する目的で、十分な量の社債券、利札及び利札引替券の予備が代理人の請求により代理人が利用できるようにするものとする。
- （2）代理人は、要項及び本第 14 条の以下の規定に従い、紛失、盗失、毀損、汚損又は滅失した社債券、利札及び利札引替券に代えて当該発行会社が発行することとした代わり社債券、利札及び利札引替券の交付を受けるものとする。
- （3）毀損又は汚損社債券の場合、代理人は、代わり社債券に、交換のために呈示された毀損又は汚損社債券に添付されたもの（もしあれば）と同様の利札及び利札引替券のみが添付されていることを確認するものとする（当該発行会社が要求する補償が付されている場合を除く。）。
- （4）代理人は、希望者が（a）代わり社債券、利札及び利札引替券の発行に要する合理的な費用を支払わない場合、（b）証拠（社債券、利札又は利札引替券のシリアル・ナンバーに関する証拠を含む。）及び補償金、その他の保証（銀行保証を含み得る。）又は当該発行会社及び代理人が正当な理由に基づき要求するその他のものを代理人に提出しない場合、並びに（c）毀損又は汚損した社債券、利札又は利札引替券の場合に、当該社債券、利札又は利札引替券を代理人に引き渡さない場合には、代わり社債券、利札又は利札引替券を発行しないものとする。
- （5）代理人は、本第 14 条に従って代わり社債券、利札及び利札引替券が発行された毀損又は汚損した社債券、利札及び利札引替券を消却し、このように消却した社債券、利札及び利札引替券のシリアル・ナンバーを記載した証明書を当該発行会社に提出し、当該発行会社が書面により別段の指示を行っていない限り、このように消却された社債券、利札及び利札引替券を破棄し、第 13 条(4)項に規定される情報を含む破棄証明書を当該発行会社に提出するものとする。

- (6) 代理人は、代わり社債券、利札又は利札引替券を発行する場合は、直ちに当該発行会社及び支払代理人に対して発行された代わり社債券、利札又は利札引替券のシリアル・ナンバー及び（分かる場合には）代わり社債券、利札又は利札引替券が発行された社債券、利札又は利札引替券のシリアル・ナンバーを通知するものとする。本第 14 条の規定に従って代わり利札又は利札引替券が発行されたときはいつでも、代理人は、支払代理人に対して紛失、盗失、毀損、汚損又は滅失した利札又は利札引替券の満期日及び代わり利札又は利札引替券の満期日を通知するものとする。
- (7) 代理人は、発行されたすべての代わり社債券、利札及び利札引替券の完全な記録を保持するものとし、合理的な時間においてはいつでも当該記録を当該発行会社並びに調査及びコピー又は抜粋を作成する目的で当該発行会社により権限を付与された者の利用に供するものとする。
- (8) 代わり社債券、利札又は利札引替券が発行され、そのシリアル・ナンバーが判明している社債券、利札又は利札引替券が支払のために代理人又は支払代理人に呈示されたときはいつでも、代理人又は（場合により）当該支払代理人は直ちに当該発行会社及び代理人にその事実を通知するものとする。
- (9) 本第 14 条の上記の規定にかかわらず、いかなる代わり社債券、利札及び利札引替券の発行も、合衆国において、又は合衆国に向けてはなされないものとする。

15. 縦覧に供される本契約及び各最終条件書の写し

プロスペクタスの日付から 12 ヶ月の間に以下の文書が公表されたとき、代理人は、当該文書の写しを（現物で）保持し、平日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の通常の営業時間内に、代理人の所定の事務所に（無料で）縦覧に供するものとする。以下の文書とは、修正及び追補された本プログラム・アグリーメント、本社債（（a）E E A における M i F I D I I の目的上の規制市場における取引が認められない、又は目論見書規則に基づきプロスペクタスを公表することを要する場合に E E A において販売されない本社債で、かつ（b）英国の規制市場（E U W A に基づき英国国内法の一部を構成する規則（E U）No. 600/2014 に定義される。）における取引も認められない本社債又はかかる英国の規制市場における取引が認められる場合は、P R M に基づきプロスペクタスを要しない証券の一種である本社債）に関連する各最終条件書（当該本社債の所持人に対してのみ、かかる最終条件書を縦覧に供し、かかる所持人は、本社債を保持していること及び身元に関し代理人にとって十分な証拠を示さなければならない。）、並び

にシンジケート買取契約（又は同等の文書）（シンジケート買取契約に従い引き受けられた、メイン市場及び／又はユーロネクスト・ダブリンの規制市場における取引が認められている各本社債の発行の場合）である。かかる目的に基づき、発行会社は、代理人に対して、代理人が保持することを要する文書の写しを提出するものとする。

16. 手数料及び費用

- (1) 発行会社は、代理人に対して、発行会社及び代理人が本契約に基づく代理人及び支払代理人の役務に関して個々に合意する報酬及び手数料、並びに、その役務に関し代理人又は支払代理人について相応に生じる実費（本契約に基づいて発行される本社債に関して必要となる法律、複写、郵便料金、租税、電話及び広告に関する費用を含む。）を支払うことに個別に合意するものとする。
- (2) 代理人は、本契約に基づき支払代理人に支払うべき報酬及び手数料を支払うものとし、費用については発行会社から当該資金を受領した後速やかに弁済するものとする。いずれの発行会社も、代理人が支払代理人に対して行うかかる支払又は弁済については責任を負わない。

17. 補償

- (1) 発行会社は、代理人及び各支払代理人に対して、発行会社の指名若しくは本契約に基づく権限の行使若しくは職務の履行の結果として、又はそれに関して生じた直接損害、責任、費用、請求、訴訟、要求又は支出（上記に対する紛争又は防御によって支払われ又は生じたすべての合理的な費用、手数料又は支出を含むがこれに限られない。ただし、逸失利益は除く。）について個別に補償を行うものとする。ただし、代理人若しくは当該支払代理人自身の故意による不履行、過失若しくは悪意、その役員、取締役若しくは従業員の故意による不履行、過失若しくは悪意、又は本契約の条項違反の場合はこの限りではない。かかる補償は、本契約の終了又は満了まで存続するものとする。
- (2) 代理人及び支払代理人は、本契約に基づき行われ又は省略された行為については責任を負わない。ただし、代理人若しくは支払代理人自身の故意による不履行、過失若しくは悪意、その役員、取締役若しくは従業員の故意による不履行、過失若しくは悪意、又は本契約の条項違反の場合はこの限りではない。代理人又は支払代理人のいず

れも、発行会社が被ったいかなる間接損害（取引上の損失、のれんの損失、機会損失又は利益損失等）について責任を負わないものとする。

- (3) 代理人も支払代理人も、その他の代理人又は支払代理人の作為又は不作為について責任を負わず、各代理人及び支払代理人は、発行会社に対して、本契約の条項についての代理人若しくは支払代理人による契約違反、代理人若しくは支払代理人自身の故意による不履行、過失若しくは悪意、又はその役員、取締役若しくは従業員の故意による不履行、過失若しくは悪意の結果として発行会社に生じた損害、責任、費用、請求、訴訟、要求又は支出（上記に対する紛争又は防御によって支払われ又は生じたすべての合理的な費用、手数料又は支出を含むがこれに限られない。）について個別に補償を行うものとする。かかる補償は、本契約の終了又は満了まで存続するものとする。

18. 代理人による弁済

代理人は、当該発行会社が関連する要項に基づき本社債に関する支払義務を免除された場合で、かつ、かかる支払について未償還で真実かつ適正な請求がない場合は、請求後直ちに、当該本社債に関して当該発行会社から代理人に対して支払われた金額と同等の額を当該発行会社に支払うものとする。

19. 指名の条件

- (1) 代理人は、本契約に関する目的のもといずれかの発行会社が代理人に支払った資金については、銀行の顧客が銀行に対して支払った資金と同様の取扱をすることができる。ただし、以下の点を除く。
- (a) 代理人は、当該資金について相殺、先取特権その他類似の権利を行使できないこと。
- (b) 下記第 19 条(2)項に規定する場合。
- (c) いずれかの発行会社と代理人が別段の合意をした場合を除き、代理人は、当該資金について生じた利息について当該発行会社に対して説明する責任を有しないこと。
- (2) 本契約に基づく行為及び本社債に関し、代理人及び支払代理人は、発行会社の代理人として独立に行為するものとし、本社債、利札又は利札引替券の所持人又は所有者に対してはいかなる義務を負わず、代理又は信託の関係に立つものではない。未請求のまま残存している本社債の元利金の支払のために発行会社が代理人に支払った資金は、当該元利金の支払期日が到来した後 5 年後に、本社債に関する代理人のすべての

責任が消滅する旨記載された本社債の規定に従い、そこに定める方法により、当該発行会社に払い戻されるものとする。代理人又は支払代理人が保持するすべての資金については、法律により要求される場合を除き、その他の資金から分離する必要はない。

- (3) 代理人及び支払代理人は、ここに、発行会社に対し、本契約（代理人の場合には本契約の付属書Eを含む。）、要項及び手続覚書において明確に規定され、又は当該発行会社、代理人及び支払代理人が書面により合意するその他の義務及び職務を履行することを約し、また、代理人及び支払代理人は、かかる義務及び職務のみを履行する義務を負うものとする。本契約又は本社債に関しては、正直かつ誠実に行為し、類似の状況において合理的に思慮ある代理人が尽くすであろう注意義務を除いては、代理人及び支払代理人に対するいかなる黙示的な義務又は職務も読み込まれないものとする。各支払代理人（代理人を除く。）は、本契約の付属書Eに記載された職務を遂行するために代理人が必要とする情報を入手した場合には、かかる情報を代理人に対して直ちに提供することに合意する。
- (4) 代理人は、法律家その他の専門家たる助言者に意見を求めることができ、かかる助言者の意見により、善意により当該助言者の意見に従って本契約に基づき行われ、省略された又は被った行為に関して完全に保護されるものとする。
- (5) 各代理人及び各支払代理人は、いずれかの発行会社からの指示、要求若しくは命令若しくは当該代理人若しくは支払代理人が、真正なものであり、適切な当事者により交付、署名若しくは送付されたものと信じた通知、決議書、指令書、同意書、証明書、宣誓供述書、供述書、電報若しくはその他の文書若しくは書類又はいずれかの発行会社からの書面による指示を信頼して行った行為、省略した行為又は被った行為に関して、保護され、かついかなる責任も負わないものとする。
- (6) いかなる代理人及び支払代理人並びにその役員、取締役及び従業員も、本社債、利札又は利札引替券を所有し又は持分を取得し、もし代理人又は（場合により）当該支払代理人が本契約に基づき指名されていなかったならば有していたであろう権利と同様の権利を有することができ、いずれかの発行会社と金融その他の取引を行い又はこれにより利益を受けることができ、また、代理人又は（場合により）当該支払代理人が本契約に基づいて指名されなかった場合と同様に、自由に本社債若しくは利札の所持人たる委員会若しくは団体、又は本契約以外の義務の関係で発行会社の預託機関、受託者又は代理人として行動することができる。

- (7) 各発行会社は、本契約に関して自らのために書類に署名し又は行為を行う権限を付与された者のリストの認証済コピーを代理人に提供するものとし、かかる者が権限を喪失した場合、又はその他の者に新たに権限が付与された場合には速やかに代理人に対して書面により（権限付与者の追加の場合にはかかる者が権限を付与されたことを示す代理人にとって十分な証拠とともに）通知するものとする。
- (8) 発行会社は、本プログラム・アグリーメントに定める手続に従って、本プログラムの額を増額することができる。増額の効力が発生した場合、本契約におけるすべての本プログラムの額にかかる記載は増加額の記載であるとみなす。
- (9) 代理人及び各支払代理人は、それぞれの指名時においてその者への支払が F A T C A 源泉税の対象となっていない者とする。
- (10) T M C C による支払は、合衆国連邦税上は合衆国を源泉とする資金から行われ、合衆国内国歳入法第 1473(1)条の意義の範囲内の「源泉徴収対象支払」により行われる。T M F、T C C I 及び T F A はそれぞれ合衆国財務省規則第 1.1471-1(b)(80)条の意義の範囲内の「N F F E」であり、T M F、T C C I 及び T F A はそれぞれ N F F E としての地位に変更があった場合は代理人に通知するものとする。その場合、当該発行会社は、適用ある F A T C A 源泉税の源泉徴収又は控除を行う義務が代理人若しくはその他の支払代理人にあるか、又はかかる義務がある場合はその金額を代理人が判断できるよう、合衆国財務省規則第 1.1471-1(b)(95)条の意義の範囲内の「パススルー支払」としてみなされ、本契約及び要項に基づき発行会社が支払うべき金額があるか又はかかる金額がある場合はその金額を判断するために十分な情報を代理人に対して提供するものとする。当該発行会社は、「既得権」を有することを理由として F A T C A 源泉税の対象外であった本社債が、財務省規則の 1.1001-3(e)項の意義の範囲内の「重大な変更」によってかかる既得権を喪失する場合、かかる本社債に関する支払が F A T C A 源泉税の対象となる日までに、代理人及びその他の支払代理人に対しかかる既得権の喪失の通知を行う。
- (11) 本契約に基づき支払を受けることを目的とする場合において、合衆国財務省規則 1.1441-1(c)(2)項の意義の範囲内での「外国人」ではない代理人及び支払代理人は、
(i) 合衆国財務省規則 1.1441-1(c)(5)項の意義の範囲内での「金融機関」であることを表明し、
(ii) 同 1441 項、1442 項及び外国口座税務コンプライアンス法に基づき本社債に関する支払に課されるすべての源泉徴収義務に応じることを確認し、また

(iii) 指名された場合、適切に記入され、署名され、有効な IRS 様式 W-9 を発行会社に提供することに同意する。

- (12) 本契約に基づき支払を受けることを目的とする場合において、合衆国財務省規則 1.1441-1(c)(2) 項の意義の範囲内での「外国人」である代理人及び支払代理人は、(i) 合衆国財務省規則 1.1441-1(e)(5)(ii) 項の意義の範囲内での「適格仲介人」であり、今後も「適格仲介人」であり続け、また第 3 章及び第 4 章の源泉徴収並びに 1099 報告を第一義的に担うことを表明し、(ii) 指名された場合、適切に記入され、署名され、有効な IRS 様式 W-8IMY を、それに記載されたグローバル仲介者証明番号とともに発行会社に提供することに同意し、第 3 章及び第 4 章の源泉徴収並びに 1099 報告に対して第一義的な義務を引き受けた適格仲介人であることを確認する。

20. 当事者間の連絡

本契約の対象たる事項に関するいずれかの発行会社及び本社債又は利札の所持人並びに支払代理人の間のすべての連絡文書の写しは、当該支払代理人によって代理人に対して送付されるものとし、代理人は、かかる連絡文書の写しを直ちに当該発行会社へ送付するものとする。

21. 代理人及び支払代理人の変更

- (1) 各発行会社は、未償還の本社債がなくなるまで、又はすべての未償還の本社債に関する支払のための資金の全額が代理人にとって利用可能なものとなり、当該発行会社に対して本契約の条項に定められたとおり返済されるまでの間（いずれか遅い方までの間）について以下の事項に合意する。

(a) 本社債がいずれかの証券取引所又はその他の関係当局における取引を許可され又は上場されている限り、当該証券取引所又はその他の関係当局の規制により要求される場所に所定の事務所を有する支払代理人を常置すること。

(b) 代理人を常置すること。

発行会社は、また、要項第 5 項(d)号の最終段落に記載された事情が生じた場合には、合衆国のみに所定の事務所を有する支払代理人を指名する。指名の変更若しくは終了、新たな指名又は所定の事務所の変更は、要項第 16 項に従って、本社債の所持人に対する 30 日以上 45 日以内の事前の通知がなされた後にのみ（支払不能の場合には直ちに）効力を生じるものとする。

- (2) 代理人は、(第 21 条(4)項の規定に従って) 辞任の意思及び辞任の効力を発生させようとする日を記載した書面による通知を発行会社に対して行うことにより、いつでも代理人を辞任することができる。ただし、発行会社が合意しない限り、かかる辞任日を発行会社が当該通知を受領した日から 3 ヶ月以内の日とすることはできない。
- (3) 代理人は、(第 21 条(4)項の規定に従って) 解任の旨及びかかる解任の効力が発生する日が記載され、発行会社のために署名された文書の提出により、いつでも解任され得る。
- (4) 第 21 条(2)項に基づく辞任又は第 21 条(3)項に基づく解任は、発行会社による後任の代理人の指名（代理人の支払不能による場合を除く。）及び第 23 条に基づく通知期間の満了の後その効力を生じる。発行会社が第 21 条(2)項に基づく通知期間の満了の 10 日前までに後任の代理人を指名しない場合、代理人は、発行会社を代理して、代理人が本契約に基づく代理人としての職務を履行する能力を有すると合理的に判断する健全な一流金融機関を自己の後任の代理人として指名する権限を有する。
- (5) 代理人及び／若しくは支払代理人が辞任し、解任され、活動不能となり、破産若しくは支払不能との判決を下され、自己破産の申立てを行い、債権者の利益のために譲渡を行い、若しくはその財産の全部若しくは重要な部分についての管理人、清算人若しくは破産管財人その他の管財人の選任に同意した場合、その財産の全部若しくは重要な部分について管理人、清算人若しくは破産管財人その他の管財人が指名され、若しくは代理人及び／若しくは支払代理人が弁済期が到来している債務について支払若しくは弁済の能力がないことを書面により認めた場合、裁判所が代理人及び／若しくは支払代理人に対する適用ある破産法若しくは支払不能法の規定に基づく申立てを認める命令を下した場合、又は公職者が再生、管理若しくは清算の目的で代理人及び／若しくは支払代理人若しくは代理人及び／若しくは支払代理人の財産若しくは事務の監督若しくは管理を行う場合、発行会社が後任者たる代理人及び／若しくは支払代理人に書面を提出することにより、後任者たる代理人及び／若しくは支払代理人が指名される。上記のような後任者たる代理人及び／若しくは支払代理人の指名及びかかる指名の書面による承諾並びに（代理人及び／若しくは支払代理人の支払不能により、それが即時効力を有する場合を除き）第 23 条に基づく通知期間の満了により、前任者たる代理人及び／若しくは支払代理人は本契約に基づく代理人及び／若しくは支払代理人たる地位を退くものとする。

- (6) 第 21 条(1)項に従い、発行会社は、代理人との事前の協議の後、いつでもその他の支払代理人を解任し、並びに／又は代理人及び選任する支払代理人に対する 45 日前までの書面による通知により、(本プログラムに基づき発行されるすべての本社債についての、又は、本社債の特定のシリーズについての) 合衆国外所在の 1 名若しくは複数の支払代理人を指名することができる。ただし、代理人、発行会社及び当該支払代理人が合意する場合には、通知の期間を短縮することができる。また、発行会社はいずれも、本社債の特定のシリーズに限り、1 名若しくは複数の追加の支払代理人を指名することができ、その指名はかかる指名の行われた日に効力を生じるものとする。
- (7) 第 21 条(1)項に従い、すべての又はいずれかの支払代理人(代理人を除く。)は、45 日前までに発行会社及び代理人に通知を行うことにより、いつでも本契約に基づく支払代理人を辞任することができる。
- (8) 辞任又は解任が効力を生じた場合、代理人又は関連する支払代理人は (a) 代理人の辞任又は解任の場合、本契約に基づき代理人によって保持されるすべての資金並びに第 13 条(5)項及び第 14 条(7)項記載の記録を本契約に基づく後任者たる代理人に移転させるものとし、(b) 発行会社から第 16 条の規定に従って本契約に基づき提供するその時点までの役務についての手数料及び報酬を受ける権利を有するものとし、また、それに関して生じたすべての合理的な実費(法律事務手数料及びそれに付された付加価値税又は類似の租税を含む。)の弁済を受ける権利を有するものとする。
- (9) 後任者たる代理人及び新たな支払代理人は、指名が効力を生じた場合、特段の行為、行動又は譲渡を要することなく、元来本契約に基づく代理人又は(場合により)支払代理人とされていたのと同様に、前任者のすべての権限、権利、権能、信託、免責、職務及び義務を付与されるものとする。
- (10) T C C I が記名式により発行する本社債のシリーズの場合、T C C I は、T C C I 社債代理契約に従い、登録機関、名義書換代理人及び支払代理人を指名する。
- (11) T M C C が記名式により発行する本社債のシリーズの場合、T M C C は、T M C C 社債代理契約に従い、登録機関、名義書換代理人及び支払代理人を指名する。
- (12) 支払期日の 60 日前までに、代理人及び各支払代理人は、かかる代理人若しくは支払代理人に適用ある第 19 条(9)項及び第 19 条(11)項若しくは第 19 条(12)項のいずれかが事実ではなくなった場合、又は代理人及び支払代理人がこれ以上かかる条項に従うことができないと確信する場合、T M C C に対して事前に書面にて通知することに

合意する。かかる通知は、T M C C によって発行された本社債に関連して、本契約に基づくかかる支払代理人による辞任の通知となるものとする。

2 2. 吸収合併又は新設合併

代理人若しくは支払代理人に吸収合併される会社、代理人若しくは支払代理人と新設合併を行う会社、代理人若しくは支払代理人が当事者である吸収合併若しくは新設合併の結果形成される会社、又は代理人若しくは支払代理人からそのすべて若しくは実質的にすべての資産について売却その他の方法により譲渡を受けた会社は、発行会社が別段の要求を行わない限り、当該吸収合併、新設合併又は譲渡が効力を生じる日に、適用ある法律により認められる範囲において、当該当事者による文書の署名又は提出その他の特段の行為を要せず、本契約に基づく代理人又は（場合により）支払代理人の後任者となり、当該効力発生日の後は、本契約における代理人又は（場合により）支払代理人とは、かかる会社を指すものとする。かかる吸収合併、新設合併又は譲渡の書面による通知は、当該代理人又は支払代理人により、直ちに発行会社に対して行われるものとする。

2 3. 通 知

代理人若しくは支払代理人から辞任の通知を受けた後、後任者たる代理人若しくは（場合により）指名の日に先立って発行された本社債のシリーズの支払代理人の指名の直後、又は代理人若しくは（場合により）支払代理人の解任の通知を行った直後、当該発行会社は、要項に従い、かかる終任又は指名により影響を受ける本社債の債権者に対して、45 日前から 30 日前までにその旨を通知し、又は通知を行わせるものとする。

2 4. 所定の事務所の変更

代理人の所定の事務所は、英国 ロンドン E C 4 V 4 L A 160 クイーン・ビクトリア・ストリートとする。代理人又は支払代理人がその所定の事務所を変更することを決定した場合、当該代理人又は支払代理人は、発行会社及び（必要ある場合には）代理人に対して、同一市内に所在する新たな所定の事務所の住所及びかかる変更が効力を生じる日を記載した当該決定に関する書面による通知を行うものとする。ただし、かかる効力発生日は通知から 45 日後以降であるものとする。代理人は、（代理人又は（場合により）当該支払代理人がかかる変更の日又はその前に第 21 条に従って解任される予定である場合を除き）（発行会社を代理して）かかる通知を受領してから 15 日以内に、要項

に従って、本社債の所持人に対して、45 日前から 30 日前にその旨の事前の通知を行い又は行わせるものとする。ただし、支払代理人が本プログラムに基づく本社債のシリーズの一部についてのみ支払代理人を務めている場合には、当該支払代理人が支払代理人を務めているかかるシリーズの本社債の所持人に対してのみ通知を行えば足りる。

25. 通 知

- (1) 本契約に基づいて行われる通知又は連絡は、(a) 本契約の署名ページに記載された住所（又は本契約の関係当事者に書面に記載され交付されたその他の住所）において直接交付されれば足り、この場合、これが受領された時点で到達したものとみなされ、又は (b) 本契約の署名ページに記載された電子メールアドレス（又は本契約の関係当事者に書面に記載され交付されたその他の電子メールアドレス）に、電子メールにより送付されれば足り、この場合、電話で受領の確認がされた時点で到達したものとみなされる。
- (2) 第 25 条(1)項に基づく通知の写しは以下のとおり親会社及び T F S に交付されるものとする。

トヨタ自動車株式会社
名古屋支社
日本国 450-8711
愛知県名古屋市中村区名駅四丁目 7 番 1 号
電話番号： 052-552-0721
宛先： 関係会社財務部グループ部長

トヨタファイナンシャルサービス株式会社
日本国 451-6015
愛知県名古屋市西区牛島町 6 番 1 号
名古屋ルーセントタワー
電話番号： 052-217-2414
宛先： リスク管理グループ部長

26. 租税及び印紙税

全発行会社は、本契約書の締結、交付、履行及び強制に関して支払われるすべての印紙税その他の書面に関する租税（当該発行会社から全額の支払を行うに足りる金額を受領した後、関連する政府当局に対して直ちにかかる租税についての報告を行わなかったために生じた利息又は罰金を除く。）を支払うことを合意する。

27. 通貨補償

適用ある法律に基づき、発行会社に対して下され若しくは記録された判決に従い、発行会社の清算、支払不能若しくは類似の手続において、又はその他の理由により、本契約に基づく又はこれに関する支払が、当該支払について本契約に基づき要求される通貨（以下「要求通貨」という。）以外の通貨（以下「他の通貨」という。）によりなされ、又はなされる予定である場合、実際に代理人又は関連する支払代理人が受領した支払金額（支払日の為替相場、代理人若しくは関連する支払代理人にとってかかる支払日に当該他の通貨によって要求通貨を購入することが不可能な場合にはそれが可能になった直後の為替相場、又は清算、支払不能その他これに類似する手続の場合には適用ある法律により、かかる清算、支払不能その他これに類似する手続における責任が確定された直近の日の為替相場で要求通貨に換算した場合）が本契約の条項に基づく金額に満たなかった範囲において、かかる発行会社は、別個独立の義務として、かかる不足額に関する代理人及び当該支払代理人の損害を補償することを約束するものとする。本第27条において「為替相場」とは、代理人又は当該支払代理人が関連する日にロンドン外国為替市場において当該他の通貨によって要求通貨を購入することができる比率を意味し、交換のプレミアム及びその他の費用を勘案するものとする。

28. 変更： 社債権者集会

- (1) T C C I により発行された記名社債の社債権者集会に関する条項及び T C C I 社債代理契約の変更は T C C I 社債代理契約に定められている。T M C C により発行された記名社債の社債権者集会に関する条項及び T M C C 社債代理契約の変更は T M C C 社債代理契約に定められている。本第28条は無記名社債に適用されるものであり、本第28条において「本社債」とは無記名社債をいうものとする。
- (2) 本契約、本社債及び本社債に添付された利札は、(a) 不明確さを修正するため、本契約、本社債及び利札に含まれる欠陥条項を修正、訂正若しくは補足するため、若

しくは要項第 13 項に従い当該発行会社が他の会社に承継されたことを明確にするため、若しくは要項第 14 項に規定されたとおり当該発行会社の交替を定めるため、(b) 本契約の条項について更なる本社債を発行するために必要若しくは望ましい修正を行うため（かかる修正は、未償還の本社債の所持人に著しく不利なものであってはならない。）、又は (c) 全発行会社又は（場合により）当該発行会社及び支払代理人が必要若しくは望ましいと考え、本社債及び利札の所持人の利益に重大な悪影響を及ぼさない方法により、本社債又は利札の所持人の同意なく、全発行会社又は（場合により）当該発行会社及び代理人によって変更されうる。さらに、本契約又は本社債及び利札の要項は、変更により影響を受ける本社債の未償還額面総額の過半を有する所持人の書面による同意により、又は、定足数を満たした社債権者集会に自ら若しくは代理人により出席した変更により影響を受ける本社債の未償還額面総額の過半を有する所持人による決議により（ただし、かかる決議は、変更により影響を受ける本社債の未償還額面総額の 25% 以上を保有する所持人により承認されなければならない。）本契約又はかかる契約の当事者によって修正又は変更され、要項第 9 項及び第 15 項の規定並びに各条の制限（かかる制限には、当該契約はいずれも、かかる変更により影響を受ける各本社債の所持人の同意又は賛成投票なく、(i) 本社債の元本又は利息について規定された期日を変更せず、(ii) 本社債の元本又は利息の額を減額させず、(iii) 要項第 7 項に規定される追加額を支払う発行会社の義務を変更せず、(iv) 本契約若しくは本社債の要項を修正若しくは変更するために、又は将来の遵守若しくは過去の債務不履行に関する権利を放棄するために必要な未償還の額面総額に対する本社債の所持人の同意の割合を減少させず、又は (v) 決議が採択される本社債の所持人の集会において必要な未償還の額面総額に対する本社債の所持人の同意の割合を減少させないことが含まれている。）に従い、将来の遵守及び過去の債務不履行に関する権利が放棄される。

(3) 社債権者集会は、当該シリーズの本社債の未償還額面総額の 10% 以上を有する所持人により、本契約又は本社債に規定される、本社債の所持人によってなされるべき要求、要望、承認、監督、通知、同意、権利放棄その他の行為を行うためにいつでも、随時、招集される。

(4) 代理人は、いつでも、第 28 条(2)項所定の目的のため、代理人及び当該発行会社によって決定される（いずれかのシリーズの本社債の社債権者集会に関して使用される出席及び参加の手段、又はあらゆる異なる手段の決定を含む。）日時及びニューヨー

ク市若しくはロンドン所在の場所において又はその全部若しくは一部を電子的な設備（ビデオ会議のプラットフォーム又は電話会議を含む。）により開催されるいずれかのシリーズの社債権者集会を招集することができる。各社債権者集会の通知は、当該集会の日時及び場所（物理的な場所である必要はない。）並びにかかる集会（その全部又は一部）がビデオ会議のプラットフォーム又は電話会議を含む電子的な設備により開催される場合（部分的に異なる手段を用いる場合を含む。）は、当該集会への出席及び参加の手段、又はあらゆる異なる手段を明記し、当該集会において行うことが提案される行為の概要を記載し、代理人により、要項第 16 項に定める方法により、開催日の 180 日前から 21 日前までの間に当該発行会社及び本社債の所持人に対して行われるものとする。当該発行会社又は本社債の未償還額面総額の 10% 以上を有する所持人が、代理人に対して第 28 条(2) 項所定の行為を行うべく、当該集会で行うことが提案される行為の合理的な詳細を記載した要求書面により社債権者集会の招集を要求し、かつ、代理人がかかる要求を受けた後 21 日以内に当該集会に関する通知を送せず、又は要求を受けた後本契約に従い集会が開催されるよう手続をとらない場合、当該発行会社又は上記金額を有する本社債の所持人は、（場合により）当該集会の日時及びニューヨーク市若しくはロンドン所在の開催場所又は電子的な設備（部分的に異なる手段を用いる場合を含む。）を決定し、本第 28 条(4) 項の規定に従い当該集会の通知を行うことにより集会を招集することができる。

- (5) 社債権者集会において議決権を有するためには、当該集会の時点において未償還の本社債の所持人であり、又は、かかる所持人により書面によって代理人として指名されている者であることを要する。本第 28 条(4) 項の規定に定める電子的な設備（ビデオ会議のプラットフォーム又は電話会議を含む。）により自ら又は代理人を通じて出席する本社債の所持人は、本社債の社債権者集会の定足数に含まれ、かつ、これに参加する権利を有する。
- (6) 決議を採択するために招集された集会の定足数は、かかる集会により影響を受ける本社債のその時点で未償還の額面総額の過半の議決権を有する又は代表する者とする。当該集会のために指定された日時から 30 分間定足数を満たさない場合、集会は、当該集会の延期に先立って集会の議長により決定される 10 日間以上延期される。かかる延期された集会において定足数を満たさない場合、当該延期された集会は、さらに当該集会の延期に先立って集会の議長により決定される 10 日間以上延期される。延期された集会に関する再招集の通知は、再招集が予定される日の 5 日前までに行われるべき

点を除き、第 28 条(4)項に従いなされるものとする。延期された集会に関する再招集の通知には、定足数である本社債の未償還額面金額の割合を明記するものとする。

延期された集会の定足数は、かかる集会により影響を受ける本社債のその時点で未償還の額面総額の 25%の議決権を有する又は代表する 1 名以上の者とする。定足数を満たした社債権者集会は、当該集会における本社債の未償還額面金額の過半の投票により随時延期され、当該集会は、かかる延期に従い、特段の通知なく開催される。集会又は適正に再招集された延期された集会において、上記の規定に従い定足数を満たした場合、決議及びすべての事項は、本社債の未償還額面金額の過半の議決権を有する者の代理及び当該集会における投票により採択され、又は決定された場合、有効に採択され、決定される。ただし、かかる決議を承認した額面金額が、本社債の未償還額面金額の 25%に満たない場合はこの限りではない。

(7) 本第 28 条に基づく、本契約又は本社債の条項及び利札に関する修正、改定又は権利放棄は、本社債及び利札の所持人すべてにつき、かかる者がこれに同意したか否か、集会に出席したか否かを問わず、かつ、かかる修正、改定又は権利放棄についての記載が本社債及び利札になされているか否かにかかわらず、最終的なものとしてこれらの所持人に対し拘束力を有する。要項の第 15 条に基づく本社債の所持人の同意は、提案された変更に関する特定の文言に対する承認である必要はなく、かかる同意はその内容に対する承認をもって足りる。

(8) 本契約、本社債又は利札への本第 28 条に基づく改定契約の締結後に認証され及び交付される本社債券には、本契約の改定契約において定められた事項に関して、代理人が承認する様式による注記を付すことができる。当該発行会社は、かかる改定契約に含まれた変更に合致させるために必要であると代理人及び当該発行会社が判断した修正を加えた本社債の新たな社債券を作成することができ、かかる本社債券を、代理人が認証した上で、かかる改定契約により影響を受けるその時点で未償還の本社債と引換えに交付することができる。

(9) 代理人は、本社債の所持及び代理人の指名についての証明、投票の調査者の指名及び職務、委任状、証明書及び議決権に関するその他の証拠の提出及び確認に関して代理人が有用であると考え合理的な規則、並びに代理人が適正であると考え集会の運営に関するその他の事項を決定することができ、これには、本社債の所持人が、自ら又は代理人を通じ、あらゆる手段（ビデオ会議のプラットフォーム又は電話会議を含む電子的な設備による手段を含む。）により当該集会に出席し、当該集会に参加す

ることができるよう、集会全体を通じて十分な便宜を図ることを決定することを含む。かかる規則は、上記の一般性を損なうことなく、当該決済システムの慣行及び便宜を反映することができる。代理人は、書面により、集会の仮議長を指名するものとする。ただし、上記の規定に従い当該発行会社又は本社債の所持人によって集会が招集された場合には、当該発行会社又は（場合により）集会を招集した本社債の所持人が同様の手続により仮議長を指名するものとする。集会の正式な議長及び書記は、集会に出席している本社債の未償還額面金額の過半の議決権を有する者の投票により選任される。集会の議長は、本社債の所持人又は代理人である場合を除いて、議決権を有しない。各社債権者集会の議事録は、3 部以上作成されるものとし、1 部は当該発行会社に交付され、1 部は代理人による保管のために代理人に交付されるものとする。

29. 計算代理契約

計算代理契約の様式は、本契約の付属書Cに規定される。要項により代理人以外の計算代理人によって実行されるべき機能が必要となる場合、当該発行会社は、かかる契約又はかかる発行会社及び計算代理人が合意するその他の様式による契約を締結することができる。

30. 表明保証

本契約の日付時点において、各発行会社は、（各発行会社自身及び各発行会社により発行され又は発行される予定である本社債のみに関連して）発行会社又は、当該発行会社の知る限り、当該発行会社の取締役、役員若しくは従業員が、現在かかる発行会社に適用ある制裁等の対象となっていないこと、及び当該発行会社が、本社債の発行に関連して得た手取金を、故意に、合衆国、国際連合、欧州連合又は英国により課された正式な制裁の対象となっている指定者の活動又は取引（制裁等に従い、かかる活動又は取引が合衆国人、欧州連合人又は英国人に対して禁止されない場合を除く。）に対する資金提供のために利用しないことを代理人に対して保証し、合意する。

本第 30 条における表明保証が、（a）外国域外措置法（カナダ）（随時改正、補足及び書換えがなされたものを含む。）（以下「F E M A」という。）、（b）F E M A の権限の下で制定された 1992 年外国域外措置（合衆国）命令（随時改正、補足及び書換えがなされたものを含む。）及び（c）F E M A に基づき発布されたその他の命令に違反又は

抵触する場合には、T C C I は、かかる表明保証を行わず、またかかる表明保証の適用を受けないものとする。

本第 30 条における保証及び合意は、かかる行為が（i）規則（E C）No. 2271/96（EUWAに基づき英国国内法の一部を構成するものを含む。）及び／又は（ii）欧州連合若しくは英国において関連する適用ある国内法、法律文書若しくは規則に違反しない限りにおいてのみなされることが認識され、かつ、合意される。

3 1. 捺印証書

- （1）いずれかの無記名大券がその条項に従い無効となった場合、当該発行会社は、各関連口座名義人が、いずれかの者を代理してさらなる措置をとる必要なく、当該発行会社に対して、関連口座名義人が当該時間において当該決済システムの証券口座に入れた無記名大券により表章される各原社債（「無記名大券」の定義において定義されている。）に関する署名及び認証済みの最終無記名券面を所持し、かつこれを実質的に保有していたならば、かかる関連口座名義人が保有したであろうすべての権利を当該時間において自動的に取得することを、各関連口座名義人（他の当該決済システムにおける口座名義人である関連口座名義人を除く。）に約束するものとする。本第 31 条に基づく当該発行会社の義務は、関連口座名義人が当該決済システムにおける自らの証券口座に入れた各原社債を基準とする、個別の独立した義務とし、当該発行会社は、関連口座名義人が本第 31 条に基づく自らの権利の全部又は一部を譲渡することができることに合意する。
- （2）当該決済システムの記録は、関連口座名義人の身元及び各関連口座名義人の証券口座に入れられた原社債の数の決定的な証拠となるものとする。これらの目的のために、当該決済システムにより発行された以下の記載がなされた明細は、当該時間における当該決済システムの記録の決定的な証拠とする。
 - （a）かかる明細が発行された関連口座名義人の氏名。
 - （b）当該決済システムが営業を開始する当該時間の翌日における営業の開始時現在、関連口座名義人の証券口座に入れられた原社債の額面総額。
- （3）議論が生じた場合、当該決済システムによる当該時間の決定は、（明白な誤りが無い限り）当該決済システムに証券口座を有する関連口座名義人に関するすべての目的上最終かつ決定的なものとする。

- (4) 当該発行会社は、各関連口座名義人の利益となるように、本第 31 条に基づき行われるいかなる支払に関しても、要項第 7 項の規定につき、かかる規定が本第 31 条においてすべて規定されたかのように原社債に関する支払に適用される限りにおいて、これらに従うことを約束する。
- (5) 当該発行会社は、本契約の締結及び本第 31 条の規定を遂行するために関連口座名義人によりとられる行為に際して、又はそれらに関連して支払われるべき印紙税その他の税金を、利息及び違約金を含めて支払うものとする。
- (6) 本第 31 条及び第 34 条は、関連口座名義人の利益のための捺印証書として随時効力を生じるものとする。本契約は、本第 31 条に基づく各発行会社のすべての義務が完全に果たされるまで、ユーロクリア及びクリアストリーム・ルクセンブルグ（本契約の日付現在では代理人である。）の共通預託機関又は（場合により）共通保管者に預託され、これらにより保持されるものとする。
- (7) 各発行会社は、本契約の作成に対するすべての関連口座名義人の権利、及び（妥当な金額を支払った上で）本契約の写しを取得するすべての関連口座名義人の権利について認識し、さらに本第 31 条に含まれる彼らを拘束する義務を関連口座名義人の各々及び全員が負っており、それが彼らの責任負担となる旨、かつ各関連口座名義人は当該発行会社に対するこれらの義務を個別に執行することができる旨を認識し、約束する。

3 2. 見出し

本契約の見出しは、参照の便宜のみを目的とするものであり、本契約の規定を定義又は限定しないものとする。

3 3. 1999 年契約（第三者の権利）法

第 31 条を除き、本契約は、1999 年契約（第三者の権利）法に基づき、本契約の当事者ではない者に対して本契約の条項を執行する権利を与えるものではない。ただし、このことは、同法にかかわらず存在し又は行使しうる第三者の権利又は救済方法に影響を及ぼすものではない。

3 4. 準拠法

- (1) 本代理契約証書及び本契約に起因して又は本契約に関連して生じる非契約的債務は英国法に準拠し、同法に従って解釈される。
- (2) 本契約から又は本契約に関連して生じるあらゆる紛争（本契約に起因して又は本契約に関連して生じる非契約的債務に関連する紛争を含む。）につき英国の裁判所が管轄を有し、したがって本契約から又は本契約に関連して生じるあらゆる訴訟、法的手続又は他の手続（以下「手続」と総称する。）（本契約に起因して又は本契約に関連して生じる非契約的債務に関連する手続を含む。）を英国の裁判所に提起しうることについて、代理人、支払代理人及び関連口座名義人の排他的な利益のために各発行会社は取消不能の形で同意する。各発行会社は主張しうる手続が当該裁判所の管轄に服することに対する異議、及び手続が不都合な裁判所に提訴された旨の主張を取消不能の形で放棄し、さらに、当該裁判所に提訴された当該手続が最終的でありかつ各発行会社を拘束し、その他の管轄の裁判所で執行可能であることについても取消不能の形で同意する。本契約の規定は裁判管轄を有する他の裁判所に発行会社に対する手続を提起する権利を害するものではなく、また、一又は複数の管轄において手続を行うことは他の管轄において（同時になされるか否かを問わず）手続を行うことを排除するものではない。各発行会社は、英国、サリー州KT18 5UZ、エプソム、バーク・ヒース、グレート・バークに所在するトヨタ フィナンシャル サービス（UK）ピーエルシーを、ここに手続の送達受領代理人として指名し、トヨタ フィナンシャル サービス（UK）ピーエルシーが送達受領代理人として行為しなくなった場合又は英国内での登録がなされなくなった場合には、別の他の者を手続に関する英国での送達受領代理人として指名することに合意する。
- (3) TMFが、本契約又は本契約において言及され、若しくはこれに従って作成された契約、証書若しくは文書の署名、締結若しくは交付に関して代理人によって代理されており、かつ、関連する委任状にオランダ法に準拠する旨が記載されている場合、かかる代理人の権限の存在及び範囲並びにかかる権限の行使の効果は、かかる法律に準拠するものであることが本契約のその他の当事者によって明確に認識され、かつ、承認される。

35. 副 本

本契約は、複数の副本により締結することができ、各当事者により別個の副本が締結されものとする。各副本が原本であるが、かかる副本全部が唯一かつ同一の証書を構成する。電子メールへの添付又はテレコピーによる本契約の副本の交付は、有効な交付とする。

上記を証するため、冒頭に記載の日付で、TMF、T C C I、T F A及びTMCCは
本契約書を証書として締結し、代理人は本契約書を締結した。

発行会社

本文書が、下記署名者の面前で、

_____(署 名)

TMFの証書として効力を生じることを意図して、
トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ)
ビーブイ
の正当に委任された代理人である野田一夫により
署名、捺印及び交付された。

_____(署 名)

ヨリト・ファン・エルク

トヨタ モーター ファイナンス (ネザーランズ) ビーブイ

オランダ王国

1077 X V アムステルダム市

ザイドプライン 218

ワールド・トレード・センター・アムステルダム タワー・ワン レベル 26

電 話 : +31 20 502 5310

電子メール : Tmfnl.frontoffice@toyota-fs.com

宛 先 : 取締役社長

本文書が、下記署名者の面前で、

(署 名)

T C C I の証書として

効力を生じることを意図して、

トヨタ クレジット カナダ インク

の正当に委任された代理人である

フェルナンド・ベルフィリオにより

署名、捺印及び交付された。

(署 名)

ディアナ・ガラッシ

トヨタ クレジット カナダ インク

カナダ

オンタリオ州 L3R 9Z5

マーカム市

スイート 200 ミクロ・コート 80

電 話 : +1 905 513 5401

電子メール : fbelfiglio@toyotacredit.ca

宛 先 : 副社長、ファイナンス

本文書が、下記署名者の面前で、

(署 名)

T F Aの証書として効力を生じることを意図して、

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド

の正当に委任された代理人である

イアン・パンにより

署名、捺印及び交付された。

(署 名)

キース・スチュワート

トヨタ ファイナンス オーストラリア リミテッド

オーストラリア

2000、ニュー・サウス・ウェールズ州、シドニー

ジョージ・ストリート 225

グロブナー・プレイス、レベル 7

電 話： +61 2 9430 0000

電子メール： treasury@tfal.com.au

宛 先： 財務部長

本文書が、T M C C の証書として効力を生じることを意図して、
トヨタ モーター クレジット コーポレーション
の正当に委任された下記の者により
署名、捺印及び交付された。

_____(署 名)_____

氏名：テリス・ベセル

役職：シニアバイスプレジデント兼最高財務責任者

トヨタ モーター クレジット コーポレーション

アメリカ合衆国

75024-5965 テキサス州 プレイノ

メールストップW2-3D ヘッドクウォーターズ・ドライブ 6565 番地

電 話： +1 469 486 9013

電子メール： TFS_Treasury_Operations@toyota.com

宛 先： T F S 財務部門

代理人

ザ・バンク・オブ・ニューヨーク・メロン（そのロンドン支店を通じて）

英国 ロンドン EC4V 4LA

160 クイーン・ビクトリア・ストリート

電 話： +44 (0) 1202 689511

電子メール： corpsov1@bnymellon.com

宛 先： 法人信託部門

下記のとおり電子署名される。

(署 名)

氏名：ネイサン・A・ホッド

役職：権限ある署名者

(以下別紙につき省略)